

平成 25 年度
茅ヶ崎市事務事業評価の外部評価結果
への対応方針

平成 2 6 年 3 月

事務事業評価の外部評価対象事業

番号	事業名	部課かい名	評価の結果	実施手法改善の有無
1	下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡・高座郡衙)保存整備事業	教育推進部 社会教育課	現状維持	あり
2	子どもの安全を守る都市の推進	教育推進部 青少年課	現状維持	あり
3	教育事務用パーソナルコンピューター配備事業	教育総務部 教育総務課	現状維持	あり
4	がん検診事業	保健福祉部 保健福祉課	現状維持	あり
5	放射線調査対策事業	環境部 環境保全課	現状維持(3)・廃止(3)・縮小(1)	あり
6	都市防災推進事業	都市部 都市政策課	現状維持	あり
7	景観計画推進事業	都市部 景観みどり課	現状維持	あり
8	市道5634号線(鶴嶺八幡宮参道)整備事業	建設部 道路管理課	完了	あり
9	柳島青少年キャンプ場の移管	建設部 公園緑地課	現状維持	あり
10	市営住宅の整備(借上型市営住宅)	建設部 建築課	拡大	あり
11	公共下水道整備事業(雨水整備)	下水道河川部 下水道河川建設課	現状維持	あり
12	中小企業経営安定支援事業	経済部 産業振興課	現状維持	あり
13	商店街の魅力とにぎわい創出事業	経済部 産業振興課	現状維持	あり
14	勤労者福祉事業	経済部 雇用労働課	現状維持(2)・縮小(2)	あり
15	情報システム最適化の推進	企画部 情報推進課	現状維持	あり

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	1	
部課かい名	教育推進部 社会教育課	
事 業 名	下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業	
平成24年度決算額	13,023千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・ 行政改革推進委員 会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の史跡指定に向けた調査、報告書作成は着実に実施されていると評価できる。 ・シンポジウム等を開催し遺跡内容の周知ができていることは評価できる。今後は、市を代表する重要遺跡として全国的にPRするとともに、多くの市民に関心を持たれるようなイベントの実施（年1回の開催は必要）など、観光面も含めた市民を巻き込んだ取り組みを強化すべきである。 ・史跡地内に位置する県立高校の取り扱いを関係機関と協議・協力し保存整備を進めることを期待する。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の史跡整備に当たっては相当な事業費が見込まれるが、全体計画（史跡指定の条件やプロセス、範囲など）などが不明なため、今後の具体的な事業展開が見えてこない。 ・市としての意思統一と体制強化が必要である。 ・官衛遺跡が地域資源として観光や町づくりに利活用出来ると考える根拠は明確にすべきである。地元がそれを望んでいるかが問題となる。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、報告書作成など国および県からの補助を得ながら適正な事業費で効率よく実施されているものと評価する。今後も国及び県の補助を中心とした事業展開が望ましい。事業費は適切と評価できる。 ・発掘作業や国指定に向けた準備だけでなく、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業との連携に見るような、観光事業向けのキャンペーンを地元や教育機関、NPO・市民活動団体等と一緒に更に進めてほしい。 ・史跡指定に向けた取り組みは直営だが、発掘調査や資料整理、遺跡内容の周知などは民間活力を活用しており、効率的な事業が実施できていると評価できる。 ・事業実施に係る人工は0.5人程度であり、調査保存については調査委員会を設置し有識者からの知見を活用する等、限られた人員で効率よく取り組んでいると評価できる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下寺尾遺跡群が国・県・市にとって学問的・教育的な遺跡として保存する価値とコストを検討すべき。 ・保存と維持については教育・文化施設として運営方法を考えるべきである。 ・遺跡に多額の公費が投入されていることを考えると、本遺跡の学問的価値と地域の観光などの資源的価値を高めるための施策が求められる。 		

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等	
事業の目標達成状況等について	1	・シンポジウム等を開催し遺跡内容の内容の周知ができていたことは評価できる。今後は、市を代表する重要遺跡として全国的にPRするとともに多くの市民に関心を持たれるようなイベントの実施(年1回の開催は必要)など、観光面も含めた市民を巻き込んだ取り組みを強化すべきである。	本遺跡群に関する公開普及事業については、これまでの現地見学会や発表会などの取り組みに加え、小中学校などへの働きかけや地元地域での普及事業の開催など新たな内容を加えていくことで遺跡の価値や活用方法等の周知を進めてまいります。また、神奈川県や隣接する寒川町などの共催での普及事業や市民の方との協働事業にも取り組み、庁内連携を図りながらきめ細かい周知を進めるとともに、地域の他の都市資源と連携した活用事業を検討してまいります。	
	2	・発掘作業や国指定指定に向けた準備だけでなく、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業との連携に見るような、観光事業向けのキャンペーンを地元や教育機関、NPO・市民活動団体等と一緒に更にすすめてほしい。		
	3	・史跡地内に位置する県立高校の取扱いを関係機関と協議・協力し保存整備を進めることを期待する。		県立高校および遺跡の取扱いについては、学校および遺跡とも大切であるという考えに基づき、引き続き関係機関と協議を進めてまいります。
	4	・今後の史跡整備に当たっては相当な事業費が見込まれるが、全体計画(史跡指定の条件やプロセス、範囲など)などが不明なため、今後の具体的な事業展開が見えてこない。		今後作成する予定の保存や整備に関する計画や総合計画等に位置付け、事業内容や事業費、市としての体制を整えて整備を進めてまいります。
	5	・市としての意思統一と体制強化が必要である。		
	6	・官衙遺跡が地域資源として観光や町づくりに活用出来ると考える根拠は明確にすべきである。地元がそれを望んでいるかが問題となる。		官衙遺跡が貴重な遺跡であるという認識に基づき保存を進めてまいります。また、史跡等を観光や町づくりに活かしている先事例を参考にしながら広く市民に周知し、地元の意見を聞きながら整備を進めてまいります。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費	7	・下寺尾遺跡群が国・県・市にとって学問的・教育的な遺跡として保存する価値とコストを検討すべき。	本遺跡群は市として保護していただくだけではなく、国・県からも守るべき遺跡として評価を受けており、国や県のアドバイスを受けながら国史跡の指定に向けての作業を進めてまいります。今後も、適正な保存と併行して調査研究を進めながら、学問的価値の深化を進めることで、歴史遺産としての価値を高めていくとともに、地域の他の都市資源との連携などさまざまな公開活用の方法を検討し実施することで、歴史遺産以外の観光などの都市資源としての価値を高めていくことが可能であると考えております。	
	8	・遺跡に多額の公費が投入されていることを考えると、本遺跡の学問的価値と地域の観光などの資源的価値を高めるための施策が求められる。		
	9	・保存と維持については教育・文化施設として運営方法を考えるべきである。		史跡の保存と維持については、文化財保護法に基づく管理団体となる市が中心となり行っていきますが、公開活用も含め効果的な運営方法を考えてまいります。
事業の方向性について		外部評価において現状維持の評価となっていますが、歴史的遺産以外の価値を高めていくとともに、地域の他の都市資源との連携などさまざまな公開活用の方法を検討し実施することなどから拡大していくことを考えております。		

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	2	
部課かい名	教育推進部 青少年課	
事 業 名	子どもの安全を守る都市の推進	
平成24年度決算額	3,833千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各指標は概ね達成しており、子どもの安全を守るために行われている種々の取組はそれぞれが成果をあげているものと評価できる。 活動指標だけでなく、他の取り組みを実施した結果、事故および犯罪の発生を防止できたなど安全性が高まったことが分かる記述や成果指標の設定が望まれる。 子どもが巻き込まれる事故や犯罪が減少したかどうかを把握、分析することが、茅ヶ崎市における課題や対象を明確にした安全対策の取り組みの充実につながるものと考えられる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全を守るため、「こどもの安全を守る都市宣言」の宣言記念日にあわせ、定期的なPRを行う必要がある。 「いじめ防止対策推進法」の運用について、関係機関との情報を共有し、早期の予防対策を行う必要がある。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業、青少年育成団体、青少年指導員等の各種団体及び地域との連携・協力については、それぞれの特性を生かした手法により幅広く行っており、評価できる。 今後は、警察と大型店等で実施している万引き防止等のキャンペーンの活用などにより、さらに民間との連携を深めていくとともに全市的に一体感を持った展開としていくことを期待する。 インターネット有害情報監視は、他市にはあまり見られない事業であり、評価できる。しかし、学校・行政のみの対応では完全な対策とはなり得ないと考えられるので、家庭（保護者）に対する働きかけも強めていく必要がある。 事業運営については、適正な人工及び事業費で取り組んでいるものと評価できる。特に資機材の耐用年数を考慮した隔年更新などによる経費削減努力や啓発物品等の経費削減は良い取り組みである。 通学路における登下校時の事故などを未然に防ぐためには、地域の諸団体や住民の協力、警察署との連携がなお一層必要である。 周知方法について、チラシ等だけでなくメール配信等を活用するべきである。推進協のHPなども周知には適していると考えられる。また、保護者向けのHPからリンクできる告知版等の活用も検討すべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人員面での効率性を考えると、事務補助として採用している非常勤嘱託職員1名の業務量を詳細に把握した上で、改善を検討する余地はある。 青少年育成推進協議会が中心となり、地域が主体となって子どもを見守ることが基本であるが、そういった中で、行政がどのような役割を果たしていくべきかが重要となる。物品面の支援だけでなく、市全体の方針管理、市全体を巻き込んだ取組の推進、青少年育成推進協議会間での課題や情報の共有などに取り組んで欲しい。 		

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況等について	1	・活動指標だけでなく、取り組みを実施した結果、事故及び犯罪の発生を防止できたなど安全性が高まったことがわかる記述や成果指標の設定が望まれる。	子どもの安全を守る取り組みについては、大人への意識を高めることが重要であり、また、地域と連携し、啓発活動を継続していくことが重要だと考えています。 子ども・青少年を巻き込んだ事故の件数をどれだけ減らすことができるかという数値的なものを成果指標に示すことは、非常に難しい部分ですが、今後、警察関係の事故把握件数等を参考に取り組んだ結果が分かりやすい指標を検討してまいります。
	2	・子どもが巻き込まれる事故や犯罪が減少したかどうかを把握、分析することが安全対策の取り組みの充実につながるものとする。	
	3	・「子どもの安全を守る都市宣言」の宣言記念日に合わせ、定期的なPRを行う必要がある。	毎年、「子どもの安全を守る都市宣言」を行った5月30日前後に、茅ヶ崎駅周辺のペDESTリアンデッキにおいて、街頭キャンペーンを行い、合わせてのぼり旗や市庁舎への懸垂幕の掲示、市ホームページ等により周知を行っています。さらに市民の方に周知できるよう取り組んでまいります。
	4	・「いじめ防止対策推進法」の運用について、関係機関との情報を共有し、早期の予防対策を行う必要がある。	インターネット有害情報監視事業などは、常に学校教育指導課を通じ、学校現場と連携を取り、また、市内での突発的な事件、事故の情報については、青少年育成推進協議会に連絡し、情報の共有を図るなど、予防対策に繋げております。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	5	・警察と大型店等で実施している万引き防止等のキャンペーンの活用などにより、さらに民間との連携を深め、全市的に一体感を持った展開としていくことを期待する。	民間との連携については、市内の金融機関等と協定を結び、地域の見守りの中で子どもの危険を察知した時の通報などの取り組みを行っております。 また、毎年、市内大型店のスペースを借用し、青少年指導員連絡協議会が主体となり、青少年の非行防止の啓発のため、「青少年健全育成ポスター展」を実施するなど、子どもの安全を守る取り組みを実施しています。
	6	・インターネット有害情報監視事業について、他市ではあまり見られない業務で評価できるが、学校・行政以外に家庭(保護者)に対する働きかけも強めていく必要がある。	インターネット有害情報監視事業は、常に学校教育指導課を通じ、学校現場と連携を取的过程中で実施していますが、状況に応じ、家庭(保護者)とも連絡を取り、必要に応じた対応をとっています。また、市内公立中学校においては、ネット教育を重点課題として取り組んでおり、保護者へのリーフレットの配布など家庭への啓発も行っております。 課題である、子どもたちのソーシャル・ネットワーキング・サービス利用における危険性については、青少年育成団体や学校等と連携し、その取り組みの手法を検討してまいります。
	7	・通学路における登下校時の事故などを未然に防ぐためは、地域諸団体や住民の協力、警察署との連携がなお一層必要である。	茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議を定期的に開催し、交通安全や通学路に係る関係課及び警察署が出席して、通学路での事故などについて、連携を図っています。 また、青少年育成推進連絡協議会において、地域で実施している見守りパトロール等では、地域住民や諸団体等と警察が連携し、実施している地区もあり、青少年育成推進連絡協議会の代表者会議(茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議)においても情報交換を行っています。
	8	・周知方法について、チラシ等だけでなくメール配信等を活用すべきである。青少年育成推進連絡協議会のホームページなども周知には、適していると考えられる。また、保護者向けのホームページからリンクできる告知板等の活用も検討すべきである。	現在、各地区青少年育成推進連絡協議会の年間行事計画等の取り組み内容を市ホームページに掲載し、青少年の健全育成に向けた行事内容等について紹介しています。今後は、メール配信等の活用についても青少年関係団体とも協議する中で検討します。
	9	・人員面での効率性を考えると、事務補助として採用している非常勤嘱託職員1名の業務量を詳細に把握したうえで、改善を検討する余地がある。	宇宙関連事業や小学校ふれあいプラザ事業などの事務量の増大に対応するため、非常勤嘱託職員1名を雇用しており、正職員の時間外勤務の削減に効果を上げています。今後も業務量を精査する中で、効率的な雇用に努めてまいります。
	10	・青少年育成推進連絡協議会が中心となり、地域が子どもを見守ることが基本であるが、行政がどのような役割を果たしていくべきかが重要となる。物品面の支援だけでなく、市全体の方針管理、市全体を巻き込んだ取り組みの推進、青少年育成推進連絡協議会間での、課題や情報の共有に取り組んでほしい。	市では、啓発物品の支援だけでなく、年5回のキャンペーン期間中には、街頭キャンペーン、市職員が業務に支障のない範囲での腕章をつけた巡回、防災無線・広報紙・ホームページでの長期休み明けの子ども見守りの市民への呼びかけ、青少年問題協議会・青少年関係団体を対象とした研修会等の実施や情報提供、情報共有などを実施していますが、これらの取り組みをさらに充実していきたいと考えています。

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	3	
部課かい名	教育総務部 教育総務課	
事 業 名	教育事務用パーソナルコンピューター配備事業	
平成24年度決算額	15,802千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事務用パーソナルコンピューターを市内19校の全市立小学校に配備し、教科指導や成績処理など事務の効率化を進め、情報セキュリティ対策を講じたことについては、すでに導入した中学校への配備とあわせ、評価することができる。 ・目的は事務の効率化に伴う教師の負担軽減であり、生徒の教育に資することであるから、現場でのメリット・デメリットを十分に把握し、効果を検討すべきであり、その成果をあらわすためにも、事務効率化や教員の繁忙感の減少など効果測定を行うことが必要と思われる。 ・情報セキュリティについて、環境整備と共に現場教職員の意識の向上も図る必要があると考える。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全19校へ配備するということが本来の目標ではないはずであり、導入する目標をはっきりとするべきである。 ・進捗状況については、厳しい財政状況のもと平成24年度からの導入になったことは理解できる。 ・コストの低減や新技術、新機材の導入の検討など、実施時期の遅れを取り戻すための努力が必要である。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育教材機器との一括発注や大量導入によるコスト効率化の他、リース期間の調整やサーバー管理、サポート業務の一括発注など、コストと効果を合わせた効率化の検討が必要である。 ・システム導入の専門的判断については、CIOなど専門的な人材の活用を図り、本庁情報部門及び他の業務（教育用）との横断的な取り組みや効率化を考えるほか、民間のノウハウを活用するしくみの研究なども必要である。 ・パソコン導入に対して、教育事務用パソコンと教育用パソコンのリース契約期間の不一致を改善し、中学校導入時に比べ、年額リース料の調達単価の節減が出来たことは評価できる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化が図られたが、事務作業量の増加により教育現場では学級運営や教諭間の情報交換を行う時間の確保が懸念され、教育事務用パソコンを導入したメリットが十分にいかされていない。 ・パソコンの導入について、スケールメリットもあつてか、1台あたりの費用は減額しているが、妥当かどうかの判断はつかない。 ・指名競争入札の落札率95.8%は、しっかりと次回の発注に向けて課題を検討していく必要がある。 		

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況について	1	・教育事務用パーソナルコンピュータを市内19校の全市立小学校に配備し、教科指導や成績処理など事務の効率化を進め、情報セキュリティ対策を講じたことについては、すでに導入した中学校への配備とあわせ、評価することができる。	学校教育事務の効率化や省力化に寄与するとともに、情報セキュリティ対策を講じたことにより、情報漏えい等のリスクを物理的に低減することができました。こうした対策を講じることで、情報漏えい等の事故から教職員を守るとともに、次期調達における仕様検討の際にも十分配慮してまいります。
	2	・目的は事務の効率化に伴う教師の負担軽減であり、生徒の教育に資することであるから、現場でのメリット・デメリットを十分に把握し、効果を検討すべきであり、その成果をあらわすためにも、事務効率化や教員の繁忙感の減少など効果測定を行うことが必要と思われる。	教師の負担軽減については、私物パソコンの持ち込み及び使用を認めていた(許可制)経緯があり、繁忙感の減少などの効果測定はなかなか数値に現われにくい側面があります。また、私物パソコンでは、機器の破損によるデータの消失やパソコン本体の紛失・盗難などによるデータ流出等のリスクがあり、こうした事故を物理的に防止できる効果は大きいと考えます。
	3	・情報セキュリティについて、環境整備と共に現場教職員の意識の向上も図る必要があると考える。	ハードやセキュリティソフトなどの物理的な環境整備のみでなく、使用する側の情報セキュリティに関する意識向上は、我々本庁の職員同様重要な要素です。教職員のパソコン使用については、学校教育指導課においてルール化しているところですが、ご指摘の点につきましてはさらに働きかけてまいります。
	4	・全19校へ配備するということが本来の目標ではないはずであり、導入する目標をはっきりとするべきである。	入札契約事務を所管した当課としては全19校への配備自体が直接的な目標となりましたが、学校校務や教職員を所管する課かいで当該事業を実施していたならば、頂戴したコメントのように別の切り口での目標設定にすべきであると考えます。
	5	・進捗状況については、厳しい財政状況のもと平成24年度からの導入になったことは理解できる。	運用状況をしっかりと見極め、次期調達時における仕様検討の材料とします。
	6	・コストの低減や新技術、新機材の導入の検討など、実施時期の遅れを取り戻すための努力が必要である。	次期調達に際しては、仕様の見直しによりコストの低減を図れる余地がないか十分精査するとともに、新技術や新機材の導入にあたっては、初期不良や他のソフトとの相性などの不具合リスクや、費用の妥当性などを勘案しながら進めてまいります。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	7	・教育教材機器との一括発注や大量導入によるコスト効率化の他、リース期間の調整やサーバー管理、サポート業務の一括発注など、コストと効果を合わせた効率化の検討が必要である。	今後、リース替えなどのタイミングをとらえ、学校教育指導課で配備している校内パソコンの契約との関係や、必要なアプリケーションソフトのさらなる精査など、学校教育指導課との連携を図りながら研究してまいります。
	8	・システム導入の専門的判断については、CIOなど専門的な人材の活用を図り、本庁情報部門及び他の業務(教育用)との横断的な取り組みや効率化を考えるほか、民間のノウハウを活用するしくみの研究なども必要である。	次期調達に向け、関係課かいとの意見交換や市販の校務支援システムに関する情報収集、必要に応じて情報推進課への相談などに取り組んでまいります。
	9	・パソコン導入に対して、教育事務用パソコンと教育用パソコンのリース契約期間の不一致を改善し、中学校導入時に比べ、年額リース料の調達単価の節減が出来たことは評価できる。	厳しい財政状況の下、中学校に引き続き小学校においても二人で1台配備の予算計上となったが、教職員に不自由な環境とならないよう、他目的で配備済み(学校教育指導課)の教育用パソコンとの併用による運用で、実質一人1台配置を実現することができました。コストに関しても、先行配備の中学校と比較して、調達単価の節減に努めることができました。
	10	・事務の効率化が図られたが、事務作業量の増加により教育現場では学級運営や教諭間の情報交換を行う時間の確保が懸念され、教育事務用パソコンを導入したメリットが十分にいかされていない。	No.2と同様
	11	・パソコンの導入について、スケールメリットもあつてか、1台あたりの費用は減額しているが、妥当かどうかの判断はつかない。	先行配備した中学校教育事務用パソコンの導入実績をふまえ、設計積算の段階から金額の妥当性について議論を重ねました。台数は異なりますが、結果として導入単価の縮減を実現できました。額の妥当性についての判断は難しいところですが、次期調達に際してはさらなるコスト縮減の余地がないか、十分精査してまいります。
	12	・指名競争入札の落札率95.8%は、しっかりと次回の発注に向けて課題を検討していく必要がある。	落札率についての妥当性の判断は難しいところですが、落札率の妥当性については、その率が低いほど予定価格が甘かったともいえます。一方で、その率が高ければ十分な競争性が働かなかったのではないかとという考え方もあり、次期調達における予定価格の算出にあたってはさらなる十分な議論、精査に努めます。

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	4	
部課かい名	保健福祉部 保健福祉課	
事 業 名	がん検診事業	
平成24年度決算額	373,498千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診において、土曜日の実施、回数の増加、公民館子育て広場などでの啓発など行政の積極的な働きかけにより、胃がん検診の受診者数及び受診率が増加傾向にあり、他市と比較しても評価できる。 ・ 県のモデル事業として検診率向上に取り組んでおり、特に胃がん検診の経年受診率は、県平均より大幅に高く、評価できる。 ・ 受診率の向上に向け、育児健診や体育館のサークル活動などの場を利用した勉強会の開催や受診対象者に対する個別の電話連絡や日曜日検診の実施など、一層の工夫が必要となる。 ・ 受診率の把握方法については、どのような要因により受診率が向上しているかを更に検証する必要がある。特に、医師会等の協力による人間ドックの受診率、集団検診を増加したことによる受診者の伸び率、胃がんに関しては年齢別の受診率を把握することが必要である。 ・ 若年層のがんに対する認識を高めるための方策や病気に関する危機意識の更なる啓発が必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標について、団塊世代のリタイアにより、会社等での人間ドック受診率のダウンが予想されるため、一層の指標の見直しが必要である。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体について、検診は医師会等の外部団体を活用しており、投資対効果の経済性は高い。また、周知は市民団体、学校関係、商店街関係との連携による更なる努力が必要である。 ・ 県内の検診機関やかかりつけ医制度等の活用によるマンモグラフィー検査や集団検診での複数のがん検診の受診などの工夫は評価できる。 ・ 業務負荷が増加したにもかかわらず、人工が減少していることから人員の効率性は高く評価できる。 ・ 毎年同じ事務作業になると思われるので、事務プロセスの改善を検討すべきである。 ・ モデル事業の中にある「受診勧奨」を積極的に活用し、高齢者・若年層の意識を高めるべきである。 ・ 胃がん検診の自己負担額の見直しについては、速やかに検討すべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受検者が検診に必要な費用面で不安があり、受診をためらうことにつながることも考えられる。 		

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況等について	1	・集団検診において、土曜日の実施、回数の増加、公民館子育て広場などでの啓発など行政の積極的な働きかけにより、胃がん検診の受診者数及び受診率が増加傾向にあり、他市と比較しても評価できる。	集団検診においては、年間に土曜日開催と平日開催をほぼ同回数実施しており、胃がん検診回数は、23年度11回であったものを24年度には13回に、25年度には16回に増やしております。
	2	・県のモデル事業として検診率向上に取り組んでおり、特に胃がん検診の経年受診率は、県平均より大幅に高く、評価できる。	県モデル事業での成果を生かした周知方法に努めてまいります。
	3	・受診率の向上に向け、育児健診や体育館のサークル活動などの場を利用した勉強会の開催や受診対象者に対する個別の電話連絡や日曜日検診の実施など、一層の工夫が必要となる。	受診率向上に向けた効果的取り組みについて、「文教大学・茅ヶ崎市共催講座」の場を活用し、地域課題として提示しております。合わせて、市民アンケートや市政モニターへのアンケート機会などを捉えて、市民の意見を聞く機会を確保する方法について検討してまいります。 集団検診会場として地域医療センターを利用しておりますが、日曜日は休日急患センターとして機能しているため、実施が難しい状況となっております。 また、他の公共施設についても、事業の性格上現状では難しい状況となっております。
	4	・受診率の把握方法については、どのような要因により受診率が向上しているかを更に検証する必要がある。特に、医師会等の協力による人間ドックの受診率、集団検診を増加したことによる受診者の伸び率、胃がんに関しては年齢別の受診率を把握することが必要である。	一斉送付する個別通知の中に、市で行っている検診を希望するのか、人間ドック等他の検診を希望するのか、希望を記載できる調査票を同封する等により、実際に市の検診対象者となり得る市民の把握に努めてまいります。
	5	・若年層のがんに対する認識を高めるための方策や病気に関する危機意識の更なる啓発が必要である。	茅ヶ崎市健康増進計画にも掲げているように、それぞれのライフステージにあった各種健康づくりの取り組みに沿いながら、年齢にあった健康教育を進めてまいります。
	6	・指標について、団塊世代のリタイアにより、会社等での人間ドック受診率のダウンが予想されるため、一層の指標の見直しが必要である。	指標及び目標値については、ご指摘のとおり状況の変化に応じた見直しが必要であると感じております。 4に記載しておりますように、27年度までに個別通知に同封する調査票内容の検討と送付を実施し、その結果や各種市民意向調査等の情報を踏まえ、第3次実施計画に反映させた事業の指標や目標数値を検討してまいります。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	7	・実施主体について、検診は医師会等の外部団体を活用しており、投資対効果の経済性は高い。また、周知は市民団体、学校関係、商店街関係との連携による更なる努力が必要である。	周知方法と周知対象者については、さらなる検討を図ってまいります。地域及び職域連携の視点からも各種市民団体や商工会議所を含む企業等への情報提供や周知を積極的に進めてまいります。
	8	・県内の検診機関やかかりつけ医制度等の活用によるマンモグラフィ検査や集団検診での複数のがん検診の受診などの工夫は評価できる。	26年度の集団検診の乳がん検診については、国の基準に沿った視触診とマンモグラフィ検査のみの対応として精度向上を図ってまいります。施設検診においては、従来通り30歳以上及び40歳以上の奇数年齢の市民に対して、視触診検診の実施と自己触診の普及の徹底に努め、40歳以上の偶数年齢の市民に対しては、協力医療機関により視触診とマンモグラフィ検査を実施を積極的に推進してまいります。
	9	・業務負荷が増加したにもかかわらず、人工が減少していることから人員の効率性は高く評価できる。	効率性・効果的業務の流れを再検討し、事務改善に努めてまいります。 保健総合システム導入の検討を継続し、市民個々人の経年的管理ができる方法を確保し、がん検診の精度向上に努めます。
	10	・毎年同じ事務作業になると思われるので、事務プロセスの改善を検討すべきである。	効率性・効果的業務の流れを再検討し、事務改善に努めてまいります。 市民個々人の経年的管理ができる方法として保健総合システム導入も視野に入れ、非常勤職員の業務内容と時間数等を再確認し、職員の業務量負担軽減による時間外削減を図る努力をしてまいります。
	11～13	続きあり	続きあり

2. 評価結果への対応方針

(がん検診事業 保健福祉課)

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	11	<p>・モデル事業中にある「受診勧奨」を積極的に活用し、高齢者・若年層の意識を高めるべきである。</p>	<p>個別通知による受診勧奨と共に、再勧奨の効果が大きいことが、モデル事業の結果として示されました。病気をイメージできない若い世代や働き盛り世代に対し、ライフステージにあった取り組みの中で、具体的な予防対策を含む健康教育を検討してまいります。</p>
	12	<p>・胃がん検診の自己負担額の見直しについては、速やかに検討すべきである。</p>	<p>他市と比較しても大きな差はありませんが、集団検診と施設検診の自己負担額に差があることが、市民感情として抵抗感を感じるようになっていられるため、経費等負担額について、わかりやすい説明を行ってまいります。単価については、消費税の引き上げなども予定されている状況ですので、再度検討する機会を確保してまいります。</p>
	13	<p>・受検者が検診に必要な費用面で不安があり、受診をためらうことにつながることも考えられる。</p>	<p>現在設定している自己負担額が、実際の検診費用に対してどのくらいの負担であるかについての周知と、本人及び家族にとっても予防検診に支払うことの意義を見いだすことができるような周知内容について検討してまいります。</p>



事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	5	
部課かい名	環境部 環境保全課	
事 業 名	放射線調査対策事業	
平成24年度決算額	2,290千円	
評価の結果	事業の方向性（評価意見数）	実施手法の改善の有無
	現状維持（3） 廃止（3） 縮小（1）	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空間放射線量の測定について、調査結果の分析や測定結果のホームページ等による公表は、意識としては遠のいていく放射能への関心を喚起し、市民に対する安心安全の確保、不安の解消・軽減にもつながっており評価できる。 ・保育園や小学校で使用されている食材と同じ食材を中心に食品放射能測定が実施され、安心感を得ることはたいへん重要な取り組みであると評価する。 ・市民が安心できる合理的な根拠を示して測定の時限目標を明確にした成果指標を組み込むべきである。 ・事業の目的が「不安解消」であれば、それをアンケート等で確認するなど、目標の立て方の妥当性を考える必要がある。 ・目標値がはっきりしないため、今後の事業の方向性が分からない。 ・苦情・相談件数の捉え方や評価の仕方について、全市民を対象と考えた時に、この実績値をどのように捉えるのか、多いのか、少ないのか、他の事業との比較も含め、事業を継続していく必要性について考えるべきである。 ・これまででは一定の測定も必要だったと思うが、H25年度以降測定の必要はないと思われ、来年度で事業を終了すべきである。 ・数値の趨勢からすると、各種データの数値も基準を下回っており、事業目標は達成できたと考えられ、速やかな事業の収束が妥当であると考ええる。 ・不安を感じる市民のために測定器の貸し出しは継続すべきである。 ・放射能に関する市民からの苦情及び相談件数は減少しているが、空間放射線量や食品放射能測定については、今後も引き続き窓口を設け、長期的対応が必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品放射能測定は、市民からの持込み件数の推移を見ると更なるPRが必要。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線調査に関する市民ニーズに応えるための測定器の備え、測定員の配置など適正に対応していると評価する。 ・放射線量測定や食品放射能測定について、市民や市民活動団体などと連携・協働し、検査体制や機器の貸し出しなどにおいて、市民参加の仕組みを検討すべきである。 ・単価契約等への切り替えなど業務委託方式について検討すべきである。 ・測定に精通した非常勤嘱託職員の活用により最適化が図れたことを評価する。 ・平成26年度以降の非常勤嘱託職員の活用について、切り替えのタイミングを逃さずに見直しを行うべきである。 ・突発的な事業であるため判断がむずかしいが、事業費は必要に応じ減額もしており、適正と考える。 ・事業を廃止する場合の基準を事前に設定すべきである。 ・測定器貸出と公共施設の放射線量の測定を連携させ、長期的な定点測定が必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における迅速かつ適切な対応ができるように不断の取り組みを期待する。 		

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況等について	1	<p>・これまでは一定の測定も必要だったと思うが、H25年度以降測定の必要はないと思われ、来年度で事業を終了するべきである。</p> <p>・数値の趨勢からすると、各種データの数値も基準を下回っており、事業目標は達成できたと考えられ、速やかな事業の収束が妥当であるとする。</p>	<p>公共施設の空間放射線量の測定について、平成23年12月から3回に渡り約380施設において実施しており、直近の24年12月に行った調査では測定したすべての施設において市の自主対応基準を下回る状況となっております。</p> <p>今後につきましては、本年12月に実施予定の小中学校の測定結果を踏まえ、放射線関係対策会議に諮り、26年度の測定計画を決定してまいりたいと考えております。</p>
	2	<p>・不安を感じる市民のために測定器の貸し出しは継続すべきである。</p> <p>・放射能に関する市民からの苦情及び相談件数は減少しているが、空間線量や食品放射能測定については、今後も引き続き窓口を設け、長期的対応が必要である。</p>	<p>長期的な定点測定としては、神奈川県衛生研究所のモニタリングポストの空間放射線量の測定結果を注視し、神奈川県と連携を図ってまいります。</p> <p>また、現在でも放射能を心配する市民の方も、まだ少なからずおられることから、市民の皆様の安心を確保するための取り組みとして、食品の放射性物質の測定及び放射線測定器の市民貸し出しにつきましては、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。</p>
	3	<p>・市民が安心できる合理的な根拠を示して測定の時限目標を明確にした成果指標を取り組むべきである。</p> <p>・事業の目的が「不安解消」であれば、それをアンケート等で確認するなど、目標の立て方の妥当性を考える必要がある。</p> <p>・目標値がはっきりしないため、今後の事業の方向性が分からない。</p> <p>・苦情・相談件数のとらえ方や評価の仕方について、全市民を対象と考えた時に、この実績値をどのように捉えるのか、多いのか、少ないのか、他の事業との比較も含め、事業継続していく必要性について考えるべきである。</p>	<p>本年12月に実施予定の小中学校の測定結果において、市の自主対応基準を下回る結果となれば、これまでに公共施設の空間放射線量の測定したすべての施設で2回以上自主対応基準を下回ることにより、公共施設の安全性が確保されたとし、26年度の空間放射線量の測定につきましては、実施しない方向で考えております。</p>
	4	<p>・食品放射能測定は、市民からの持ち込み件数の推移を見るとPRが必要。</p>	<p>食品の放射性物質測定のPRにつきましては、講演会、広報紙、市ホームページなどで食品の放射性物質の測定に関する情報を提供するとともに、啓発パネルを作成し、本庁舎2階の「くらしの情報板」において掲示するなど、様々な周知啓発に努めてまいりました。また、市民の持ち込みによる食品件数の減少については、平成24年3月より測定を開始し、これまで基準を超える食品もなかったことから、市民の皆さまの中では安心が得られているものと考えております。</p>
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	5	<p>・放射線量測定や食品放射能測定について、市民や市民活動団体などと連携・協働し、検査体制や機器の貸し出しなどにおいて、市民参加の仕組みを検討すべきである。</p>	<p>放射線量測定器の市民貸し出しにつきましては、1日単位で平日のみの貸し出しとしていましたが、今後、早期に土曜日や日曜日等の閉庁日も含め1週間程度の利用が可能となるよう変更し、市民や市民活動団体と連携のうえ、更に皆さまの身近な地域において測定できるよう努めてまいります。</p> <p>食品の測定につきましては、専門性を持った職員により実施しているため、直営による測定が望ましいと考えます。</p>
	6	<p>・単価契約等への切り替えなど業務委託方式について検討すべきである。</p>	<p>既に放射能に関する測定機器は購入しており、各施設の放射線量測定においては、施設管理者が施設の特徴を熟知しており、食品の測定についても専門性を持った職員により実施しているため、費用対効果を勘案しても直営による測定が望ましいと考えます。</p>
	7	<p>・平成26年度以降の非常勤嘱託職員の活用について、切り替えのタイミングを逃がさずに見直しを行うべきである。</p>	<p>市民による食品の持ち込み件数の減少により、非常勤嘱託職員数を平成24年度の2名から平成25年度には1名に減員しましたが、市民の皆様の食の安全を確保するために、市内流通品の食品放射能測定件数も一定以上あることから、26年度も引き続き現状の体制を継続してまいりたいと考えております。</p>
	8	<p>・緊急時における迅速かつ適切な対応ができるように不断の取り組みを期待する。</p>	<p>緊急時の対応については、早急な測定ができるよう、この度、確立した測定体制を維持するとともに、今後、国、県からの情報収集を行い、本市の地域防災計画に反映させ、必要な体制を整えてまいります。</p>
	9	<p>・測定器貸出と公共施設の放射線量の測定を連携させ、長期的な定点測定が必要である。</p>	<p>放射線測定器の市民貸し出し及び食品の放射性物質の測定は、現在でも放射能を心配する市民の方も、まだ少なからずおられることから、市民の皆様の安心を確保するための取り組みとして、今後も引き続き実施してまいります。</p> <p>また、長期的な定点測定は、神奈川県衛生研究所のモニタリングポストの空間放射線量の測定結果を注視し、神奈川県と連携を図ってまいります。</p>
	10	<p>・事業を廃止する場合の基準を事前に設定すべきである。</p>	<p>本年12月に実施予定の小中学校の測定結果において、市の自主対応基準を下回る結果となれば、これまで空間放射線量の測定したすべての公共施設で2回以上自主対応基準を下回ることにより、公共施設の安全性が確保されたとし、26年度の空間放射線量の測定は、実施しない方向で考えております。</p>
事業の方向性	<p>事業の方向性について、現状維持、廃止、縮小に分かれた評価をいただきましたが、公共施設の空間放射線量の測定については、本年12月に実施予定の測定結果を踏まえ、放射線関係対策会議に諮り、26年度の測定計画を決定してまいります。なお、放射線の長期的な定点測定としては、神奈川県衛生研究所のモニタリングポストの空間放射線量の測定結果を注視し、神奈川県と連携を図ってまいります。</p> <p>食品の放射性物質の測定及び放射線測定器の市民貸し出しについては、少なからず放射能を心配する市民の方もおられることから引き続き実施してまいります。</p>		

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	6	
部課かい名	都市部 都市政策課	
事 業 名	都市防災推進事業	
平成24年度決算額	7,665千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	拡大	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定通りに進捗しており一定の効果は期待できるが、ワークショップの回数や参加人数だけではこの事業の狙う成果がどの程度達成できているのか判断できないため、成果指標も設定すべきである。 ・ ワークショップに中学生が入っている部分が大きく評価できる。 ・ 事前学習アプリ「天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版」の開発・リリースについては評価できる。 ・ 資金の目途がつけば、事業の拡大、期間の短縮など、東日本大震災の記憶が薄らぐ前に、今後、スピード感を持って集中的に取り組むべき事業と考える。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のねらいをもう少し明確にすることが必要。意識の掘り起こしが目的ならば、回数を増やすなどもっと広く一般市民に参加してもらう工夫が必要。各地区での実践につなげていくことが目的ならば、地区ごとに、住民自ら課題をみつけ、解決策を考え検討を掘り下げるワークショップを何回か重ねていくことが必要である。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災まちづくりワークショップを地域住民主体による運営にしたこと及びその人材育成に着手したことは、実施主体の最適化と同時に住民意識の向上という点から評価できる。 ・ 市民の中からファシリテーターの養成を行い、その方々を中心に広がりをもたせていく方向性・取組は大いに進めるべきである。 ・ ワークショップの運営を住民主導にしたことは大変良いが、他方で専門家の活用が有効な場合もある。例えば、同じプログラムを開催する場合には住民主導で運営し、地区ごとの課題を抽出する等ファシリテーターに技量が必要な場合には、専門家を活用するなど検討が必要である。 ・ 事前学習アプリの開発は、防災、減災のまちづくりへの効果が高く、産官学共同でそれぞれの実施主体の特性を活かし、財政負担を抑制した形で実施したことは評価できる。 ・ 事前学習アプリの市民への一層の周知が必要である。例えば、携帯電話販売店との提携により新規購入者にダウンロードの依頼、ホームページのトップページでの周知、観光客への避難経路の周知、自治会へのタブレット端末の配布・説明会など実施手法の検討をすべきである。 ・ また、アプリを利用できない人々への情報手伝手段も充実させる必要がある。 ・ 防災まちづくりワークショップを実施していない地域に対して働きかけをすべきである。 ・ ワークショップ後の取り組みの広がりが、松浪地区に限られている点がさびしい。松浪地区での成果については、紙媒体だけではなくHP等でも閲覧できるようにするべきである。 ・ 少額の事業ではあるが、活用できる補助金について検討が必要である。 ・ ハード事業を予定している、社会資本整備総合交付金を投入している地域での実施も検討すべきである。 ・ 都市部と市民安全部における業務の重複について、整理して、充実を図るべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アプリの開発について、行政のオープンデータ化できている部分も評価できる。 ・ ワークショップなどの実施後、住民意識の変化についてのフォローが必要である。 ・ ワークショップやシンポジウムでは、阪神淡路地震や東日本大震災のビデオなどを使用し、災害発生時の課題や対策に関する情報を風化させないことが大切である。 	

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況等について	1	<p>・予定通りに進捗しており一定の効果は期待できるが、ワークショップの回数や参加人数だけではこの事業の狙う効果がどの程度達成できているのか判断できないため、成果指標も設定すべきである。</p>	<p>本事業につきましては、ワークショップを契機として、地域の自発的かつ継続的な取り組みとすべく実施しており、数値指標としての設定はなじまない部分がございますが、実施後のフォローアップや地域の取り組み内容の把握については必要と考えておりますので、どのような指標が適切かも含め、検討してまいりたいと思います。</p>
	2	<p>・資金の用途がつかば、事業の拡大、期間の短縮など東日本大震災の記憶が薄らぐ前に、今後、スピード感を持って集中的に取り組むべき事業と考える。 ・事業の狙いをもう少し明確にすることが必要。意識の掘り起こしが目的ならば、回数を増やすなどもっと広く一般市民に参加してもらう工夫が必要。各地区での実践につなげていくことが目的ならば、地区ごとに住民自ら課題をみつけ、解決策を考え検討を掘り下げるワークショップを何回か重ねていくことが必要である。</p>	<p>平成24年度から防災まちづくりワークショップを市域全体に迅速に広めるため、地域住民が主体となったワークショップを進めており、今年度実施予定の湘南地区についても同様に行ってまいります。 今後は、検証作業を進めるなかで効率的な手法等について検討したいと思っております。</p>
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	3	<p>・ワークショップの運営を住民主導にしたことは大変良いが、他方で専門家の活用が有効な場合もある。たとえば同じプログラムを開催する場合には住民主導で運営し、地区ごとの課題を抽出する等ファシリテーターに技量が必要な場合には専門家を活用するなど検討が必要である。</p>	<p>平成24年度は地域住民が主体となった、ワークショップを目指すため、海岸地区自治会連合会の13自治会の自主防災組織のメンバーを対象に、試験的に初めて専門家によるファシリテーター養成講座を開催し、その後ワークショップを行いました。専門家による手助けはありましたが、地域住民で円滑に進行できたと考えており、平成25年度についても、ワークショップ開催時には専門家による支援を行う予定でおります。</p>
	4	<p>・事前学習アプリの市民への一層の周知が必要である。例えば、携帯電話販売店との提携により新規購入者にダウンロードの依頼、ホームページのトップページの周知、観光客への避難経路の周知、自治会へのタブレット端末の配布・説明会など実施手法の検討をするべきである。 ・また、アプリを利用できない人々への情報伝達手段も充実させる必要がある。</p>	<p>アプリについては、これまで日本テレビや新聞でも取り上げられ、HPやJCOM、イベント会場での宣伝、PTA、保育園の協力のもと親御さんへの12,000部を超えるチラシの配布などを行ってまいりました。 外部評価後には、ホームページはサザンビーチがさきのページや関連する他課のページにもバナーを追加し、併せて別事業のアンケート調査にチラシの同封を行いました。 今後は、携帯電話販売店への働きかけも行き、あらゆる機会を利用して周知してまいります。 また、アプリの利用できない方については、チラシの中で併せて紙媒体の紹介も行いたいと思っております。</p>
	5	<p>・防災まちづくりワークショップを実施していない地域に対して働きかけをすべきである。</p>	<p>未実施の地域につきましては、現在の手法を検証しながら、より効率的な手法を含め、危険度の高い地域から順に働きかけを継続し、早い段階での終了を目指して業務を推進してまいります。</p>
	6	<p>・ワークショップ後の取組みの広がりが、松浪地区に限られている点がさびしい。松浪地区での成果については、紙媒体だけでなくHP等でも閲覧できるようにすべきである。</p>	<p>HPの防災都市づくりのページの中で、松浪地区での取り組みに関するニュースを掲載しております。</p>
	7	<p>・少額の事業ではあるが、活用できる補助金について検討が必要である。 ・ハード事業を予定している、社会資本整備総合交付金を投入している地域での実施も検討すべきである。</p>	<p>社会資本整備交付金を含め補助金について現在のところ、活用できるメニューはありませんが、今後も積極的に補助メニューの情報収集に努めてまいります。</p>
	8	<p>・ワークショップなどの実施後、住民意識の変化についてフォローが必要である。</p>	<p>ワークショップ実施後は、住民の意識が高いうちにフォローアップとして、各地区ごとのその後の取り組みや、これからの取り組みについて広く発表し、多くの方に地域の取り組みについて知ってもらい、情報を共有するためのシンポジウムを開催し、意識の継続と向上に努めております。 本年度は海岸地区でのシンポジウム開催を予定しており、8月25日(日)午前高砂コミュニティセンターにて開催いたします。</p>

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
実施主体の事業費適正化、適切な人	9	<p>・ワークショップやシンポジウムでは、阪神淡路大震災や東日本大震災のビデオなどを使用し、災害発生時の課題や対策に関する情報を風化させないことが大切である。</p>	<p>ワークショップの中では、映像等を使用することで、「過去の災害から学ぶことは重要である」ということを伝える一方で、今の時代、自分の地域等、現況に即して考える必要があるということも、同時に説明させていただいており、今後も引き続き実施してまいります。</p>
	10	<p>・都市部と市民安全部における業務の重複について、整理し、充実を図るべきである。</p>	<p>平成20年度に実施した「地震による地域危険度測定調査報告」を受け、都市部においては、「都市防災」「防災まちづくり」という視点から、地域住民と協働で各事業に取り組んでおります。今後におきましても、市民安全部との連携を図るとともに、各部が所管する事業についての整合性を図りながら、円滑に遂行できるよう調整して進めてまいります。</p>

(都市防災推進事業:都市政策課)



事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	7	
部課かい名	都市部 景観みどり課	
事 業 名	景観計画推進事業	
平成24年度決算額	1,869千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・ 行政改革推進委員 会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種会議の開催、アドバイザーの設置及び派遣等、計画通りに進捗しており、目標を達成している。 景観まちづくりアドバイザーが民間事業者による大規模土地利用行為に対して、設計段階で設計者と協議を行っている点、松風台自治会の住民協定策定にあたって、自治会住民への適切な情報提供や専門的なアドバイス等により支援を行った点については評価できる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくり審議会での審議内容の反映や景観まちづくりドアドバイザーの派遣の効果については検証が必要である。 まちづくりセンターの設立に関しても今後議論が必要である。 計画の柔らかい段階から、建物、外構、色彩、緑等の広い視点に立って、専門家の支援をいただき、情報共有を図りながら効果的・一体的な取り組みを期待したい。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会、景観まちづくりアドバイザーの派遣等の外部専門家を活用し、また地域の市民が主体となった活動の支援を行うなど、実施主体の最適化が図られている。また、既存団体へのヒアリングを踏まえた景観計画改訂素案の作成を評価する。 事業費は増加傾向にあるが、景観まちづくりアドバイザーの派遣を必要とする大規模土地利用行為が多くなったことを勘案すると、事業費・人工共に妥当であると評価する。 今後、アドバイザーの派遣時期の見直しなどの効果的・効率的な活用をするべき。 現在一部地区でスタートした新しい地域コミュニティ組織の力を活用することも可能と考える。 より多くの住民に対し、景観形成の実践活動への参加を促すことができるとよい。例えば、住民協定締結に向けた啓発、より簡便に身近なところで景観形成活動に参加できる仕組みの検討などをすべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の性格として外部の力に頼ることはやむを得ないと思うが、景観保持に対して市民が参加することにより達成感が持てるようにする必要がある。 		

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況等について	1	<p>・景観まちづくり審議会での審議内容の反映や景観まちづくりアドバイザーの派遣の効果については検証が必要である。</p>	<p>アドバイザーを派遣した大規模土地利用行為等については、土地利用行為の届出後すぐに審議会委員にも情報提供し、計画当初の段階から意見をいただいております。また、事業者と景観アドバイザーとの協議をしている段階で審議会にも経過を報告し、さらに意見もいただいております。 アドバイザーだけでなく審議会委員の意見も踏まえることで、より良い計画となっているものと考えております。</p>
	2	<p>・まちづくりセンターの設立に関しても今後議論が必要である。</p>	<p>まちづくりセンターについては、(仮称)まちぢから協議会など取組等を鑑み、設置の有無を含め、検討を進めてまいります。</p>
	3	<p>・計画の柔らかい段階から、建物、外構、色彩、緑等の広い視点に立って、専門家の支援をいただき、情報共有を図りながら効果的・一体的な取り組みを期待したい。</p>	<p>アドバイザーの派遣については、大規模土地利用行為の届出時点で、派遣するものです。したがって、建築計画の初めの段階から、景観アドバイザー、本市及び事業者と協議をし、緑化計画、建築物の外構等の計画を詰めております。</p>
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	4	<p>・今後、アドバイザーの派遣時期の見直しなどの効果的・効率的な活用をするべき。</p>	<p>アドバイザーの派遣は、土地利用計画の柔らかい段階から進め、基本設計案が出来上がった段階、基本設計が固まる段階など、事業スケジュールを事前に事業者と相談しながら、アドバイザーの派遣時期を決めております。今後も、計画的に派遣をしてまいります。</p>
	5	<p>・現在一部地区でスタートした新しい地域コミュニティ組織の力を活用することも可能と考える。</p>	<p>現在、(仮称)まちぢから協議会の設置など自治会、学校、地区社会福祉協議会など地域の組織が横断にまちづくりを考える環境の整備が進んでいます。まちづくりセンターについて、それら取組状況等を把握し、設置の有無を含め、検討を進めてまいります。</p>
	6	<p>・より多くの住民に対し、景観形成の実践活動への参加を促すことができるとい。例えば、住民協定締結に向けた啓発、より簡便に身近なところで景観形成活動に参加できる仕組みの検討などをすべきである。 ・事業の性格として外部の力に頼ることはやむを得ないと思うが、景観保持に対して市民が参加することにより達成感が持てるようにする必要がある。</p>	<p>住民協定など地域を対象とし、ルール等の構築するためには、時間を要するものと考えます。そのことを踏まえると、まず隣近所や個人宅からできるまちづくりから始め、面的な地域のまちづくりへのステップを踏むことのできる仕組みが必要と考えます。その意味で緑化は、個人宅や隣近所から始められ、面的なまちづくりを進める第一歩として有用な方策と考えます。 現在、当課では生け垣奨励及び保全に関する助成制度を所管していますが、その制度を参考にしながら、個別単体でなく隣近所と一緒に緑化する制度などを考えているところです。ご意見を踏まえまして、制度設計を進めてまいります。</p>

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	8	
部課かい名	建設部 道路管理課	
事 業 名	市道5634号線(鶴嶺八幡宮参道)整備事業	
平成24年度決算額	48,659千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	完了	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者・自転車等の通行の安全は確保されていると評価できる。 ・透水性インターロッキング、提灯型の照明設備など、史跡・天然記念物である鶴嶺八幡社参道、松並木の保全や景観に配慮された整備がされており、埋蔵文化財の調査、下水道整備に続き、道路整備までの一連の事業が完了したことは評価できる。 ・事業自体はスケジュール通りに実施できたものとする。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次実施計画以降に予定されている鶴嶺八幡宮参道(横参道)の整備事業は、優先度において他の道路整備事業と比較検討する必要がある。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の策定段階から事業者へ委託することにより、可能な範囲で民間活用を実施し、近隣住民・関係団体等との協議により、効果的に事業が実施できていると評価できる。 ・地元調整業務により人工の増加はあるが、限られた人員で事業を実施していることは評価できる。 ・松並木の保全や景観に配慮するための事業費の増額については、必要性和期待される成果も含めて、道路整備とは別の視点で合理的な検討が必要である。 ・鶴嶺八幡宮参道は、茅ヶ崎市の文化財でもあり、歴史的な存在価値という観点からも一般市道との違いで管理すべきである。 ・松並木の保全と景観、歩行者・自転車通等の通行における一層の安全を図るため、一方通行や大型車の進入禁止など参道の活用形態について検討を進めるべきである。 ・今回の参道整備は、これまで民間が実施してきたことを市が代わりに実施するもので、新しい公共、民間活用、費用削減という点では時代の流れに逆行している面があるため、市の観光政策に結びつけるなど行政が実施したほうが望ましいというメリット創出につなげる必要がある。 ・工事については、原価管理の手法により、原価低減のPDCAが業務毎、工程毎に行われるべきである。 ・道路施策における新しい公共としては、昔の「道普請(みちづしん)」のような利用者のポジティブな参加が必要である。道路建設の労役に直接参加しなくても、道路メンテナンス(草刈りなど)への神社や沿線市民の参加・協力などが今以上に活性化する方策を考えてほしい。 ・文化財保護審議会の意見に基づく古参道、松の保全や景観維持のために発生する事業費は、道路維持管理の事業費と別項目予算とし、受益者負担の検討が必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工、事業費を評価することは難しい。 		

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
状況業等の目次標いで達成	1	・第3次実施計画以降に予定されている鶴嶺八幡宮参道(横参道)の整備事業は、優先度において他の道路整備事業と比較検討する必要がある。	横参道の整備事業は、鶴嶺小学校の学童の通学路改善の一環として計画される事業であり、事業主管課である教育施設課と共に、優先度について検討してまいります。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	2	・松並木の保全や景観に配慮するための事業費の増額については、必要と期待される成果も含めて、道路整備とは別の視点で合理的な検討が必要である。	今回の参道整備事業については、道路管理課で整備方針を立案し、神社関係者や周辺住民の意見を取り入れ、整備を実現させましたが、今後は、必要に応じ景観部局との調整も図り検討してまいります。
	3	・鶴嶺八幡宮参道は、茅ヶ崎市の文化財でもあり、歴史的存在価値という観点からも一般市道との違いで管理すべきである。	参道の維持管理については、参道全体の日常管理を今迄通り道路管理課が行い、松並木については文化財であるため、社会教育課(文化財の保護・保全)及び公園緑地課(植樹の管理)と連携して対応しております。
	4	・松並木の保全と景観、歩行者・自転車等の通行における一層の安全を図るため、一方通行や大型車の進入禁止など参道の活用形態について検討を進めるべきである。	鶴嶺参道については、従前より大型貨物自動車及び大型乗用自動車等の通行止めの交通規制がされており、特認車両以外は通行出来ないことになっております。 また、参道の暫定舗装が実施された平成12年度末以降、自動車交通量は約2倍(2200→4880台/12h)に増加しており、一方通行に規制した場合、約2400台/12hの多くが周辺の歩道が設置されていない生活道路に流入することになり、安全性を考慮した場合、一方通行の実現は困難と思われる。
	5	・今回の参道整備は、これまで民間が実施してきたことを市が代わりに実施するもので、新しい公共、民間活用、費用削減という点では時代の流れに逆行している面があるため、市の観光政策に結びつけるなど行政が実施したほうが望ましいというメリット創出につなげる必要がある。	鶴嶺参道及び松並木は本市の象徴として保護されており、ご指摘のとおり観光政策に結びつけ、関係機関(一般財団法人茅ヶ崎観光協会、茅ヶ崎市産業振興課)と協力して、整備が完了した参道の写真を平成26年改訂版の発行時に「ちがさきガイドマップ」に紹介して、本市の集客力の一助となるようPRに努めてまいります。
	6	・工事については、原価管理の手法により、原価低減のPDCAが業務毎、工程毎に行われるべきである。	土木工事については、現場ごとに作業条件が異なるため、画一的な整備手法の検討が困難であります。 しかし、本事業のように道路整備工事自体が単年度ではなく、複数年度に跨る工事である場合には、過年度の工事方法を評価し、必要に応じて修正を行い、周辺への影響を考慮した工事を実施しました。
	7	・道路施策における新しい公共としては、昔の「道普請(みちぶしん)」のような利用者のポジティブな参加が必要である。道路建設の労務に直接参加しなくても、道路メンテナンス(草刈りなど)への神社や沿道市民の参加・協力などが今以上に活性化する方策を考えてほしい。	本参道の歩道は、インターロッキングブロックにより施工がされ、樹木の植樹スペースも松のツリーサークル部に限定されているため、他の道路で実施されている「緑の里親」は活用できない状況です。 神社や沿道市民の参加・協力については、地域住民の高齢社会化により活動が縮小傾向と思われませんが、大雨時の道路冠水は地域の重要課題であり、その対策として、定期的な「松の落ち葉」の清掃作業は、課題解決及び地域コミュニティーの形成にも有効と考えており、自治会等と連携した美化運動等の仕組みづくりに取り組みます。
	8	・文化財保護審議会の意見に基づく古参道、松の保全や景観維持のために発生する事業費は、道路維持管理の事業費と別項目予算とし、受益者負担の検討が必要である。	当初の道路整備時及び完成後の道路の日常管理は道路管理課が行い、松並木については文化財であるため、社会教育課(文化財の保全)及び公園緑地課(植樹の管理)と連携して対応することになっています。 本市道は一般道であるため、受益者となる道路利用者に維持管理費用の一部について負担を求めることは困難であると考えます。

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	9	
部課かい名	建設部 公園緑地課	
事 業 名	柳島キャンプ場の管理運営事業	
平成24年度決算額	31,625千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かなりスピーディーな開設準備、そして試行的開設までこぎつけたことには、大いに評価する。今後、市民が一年を通して楽しめる施設を目指してさらなる準備をお願いしたい。 ・県の譲渡から整備まで順調に進んでいると評価する。 ・環境市民団体や有識者の協力により希少種の保全が図られ、市内飲食店組合との連携や茅ヶ崎産食材の試験的販売など新しい公共の視点が工夫されていることは一定の評価ができる。 <p>【その他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額に対して確保すべき最低利用者数の数値も示して欲しい。 	
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立採算型もしくは併用型の指定管理者制度の導入、もしくはコンセッション方式¹の導入を検討するべきである。 ・指定管理等の導入時期について、なるべく早く取り組むべきである。 ・現在の職員の適正な再配置、人材活用（スリム化を含む）を検討するべきである。 ・市民、地域のスポーツ団体、青少年育成団体、民間企業等との連携による利用者確保および運営協力の方法を検討するべきである。 ・収益性のある魅力的な企画ができる若い世代が主体になって民営化されることを期待するとともに、グランドオープンまでに連携できる団体を発掘するべきである。 ・広報や宣伝などについて、指定管理者制度などを導入後、十分な利用者を確保できるように、事前に利用者をネットワーク化するような取り組みの準備・調整を行うべきである。 ・教育委員会との連携により、市内小中学校の利用を検討し、環境教育にどれだけ活用できるか検討するべきである。また自然保護団体と継続的な協議をするべきである。 ・民間企業で収支が成り立っている事業分野という意味では、利用料等で収支の均衡を図り、公費を投入するべきでない。 ・利用者に対するアンケート等の実施、有料化についての価格設定を適切に行うことが必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季以外、週末以外の利用の促進については、民間との連携を更に望む。 ・海岸地域全体のまちづくり計画の中でも整合性をとり、事業を進める必要がある。 ・施設のキャパシティが限られているのであれば、その希少性をしっかりとアピールして、価格メカニズムを含めた仕掛け・調整が必要である。 ・オープンに向けた施設整備とあわせて来館者が主体的に施設を活用する工夫、企業の参画をしかけてほしい。（恵まれた自然環境のなかで自然エネルギー活用など） ・イベント等を検討されているが駐車場の確保対策もしっかりとやるべきである。 	

1 施設の所有権を移転せずに、民間事業者が施設の事業運営等に関する権利を長期間にわたって付与する方式のこと。

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況等につ	1	・市民が年間を通じて楽しめる施設として更なる準備をしてほしい。	通年型施設として、閑散期の自主イベントの実施や空調設備を完備した宿泊棟・ログキャビンを積極的にアピールしてまいります。
	2	・予算額に対して確保すべき最低利用者数の数値も示して欲しい。	年間の維持管理費のうち、少なくとも人件費分は使用料によって捻出すべきであると考え、その推計人数は2万人としています。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	3	・民間で収支が成り立っている事業分野という意味では、使用料等で収支の均衡を図り、公費を投入するべきではない。利用者に対するアンケートを行う等、有料化についての価格設定を適切に行うことが必要である。	使用料の設定については、アンケート結果も参考にしつつ、利用者見込みをもとに15年間の維持管理に必要な経費を全額使用料で賄う場合に必要1人約1,500円を上限とし、各施設毎に、市内・市外、また、トップシーズン以外の割引を二段階設定したシーズン制とし、閑散期の稼働率も考慮しております。
	4	・独立採算型もしくは併用型の指定管理者制度の導入、もしくはコンセッション方式の導入を検討し、早く取り組むべき。	本市として初めての種類の施設であり、キャンプ場機能に付随した様々な利用形態や方策を検討し、利用者の拡大を図っていく必要があります。そのためには、プレオープン中のみならず、グランドオープン後少なくとも1年間は直営で運営し、年間実績等をもとに指定管理者制度の導入等も候補の一つとして検討してまいります。
	5	・市民やあらゆる団体、民間企業等と連携し、利用者の確保および運営協力の方法を検討するべき。収益性のある魅力的な企画のできる若い世代が主体の団体を発掘してほしい。	キャンプ用品メーカーをはじめ、様々な民間企業や団体などとの連携について検討・協議してきております。平成25年度は市民提案型協働推進事業として、「自然にやさしい映画会」を実施すべく、若い世代の方々とも協議しており、今後もそのネットワークを活用してまいります。
	6	・現在の職員の適正な再配置、人材活用(スリム化を含む)を検討するべき。	プレオープンから現在まで最小限のスタッフ人数で運営しながら、人員数・配置についても検証を行っております。今後さらなる効率化を図るために機械化・システム化などもあわせて検討してまいります。
	7	・教育委員会との連携により、市内小中学校の利用や環境教育の活用を検討するとともに、環境団体との継続的な協議をすべき。	グランドオープン後は教育委員会や庁内関係課と連携し、市内小中学校の利用や環境教育の場として活用していただくとともに、引続き環境団体の方々にも協力をいただき、コア地域の一つとして継続的にキャンプ場内の自然環境保全を図ってまいります。
	8	・施設の特性を活かした仕掛け・調整が必要であり、イベント等には駐車場の確保対策もすべき。	駐車スペースについては、施設利用組数と整合を図り50台前後を確保しているが、イベント等で大多数の来場が想定される場合は、近隣施設に駐車場の借用を依頼し、交通整理要員を配置するなどの対策を図ってまいります。
	9	・グランドオープンに向けた施設整備とあわせて来館者が主体的に施設を活用する工夫や企業の参画をしかけてほしい。	プレオープン期間中に民間企業も含め、多くの方にキャンプ場を利用していただき、モニタリングアンケート等も参考とし、より良い施設を目指してまいります。

事業の方向性について	外部評価の結果、現状維持と評価されましたが、現在、プレオープン期間として様々な利用形態や方策を検証中であり、利用客の拡大を図っているため、事業の方向性については、拡充としております。
------------	---

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	10	
部課かい名	建設部 建築課	
事 業 名	借上型市営住宅の整備	
平成24年度決算額	32,983千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	拡大	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当市の将来人口が10年以内に減少傾向にあるという予想もあるなか、住宅に困窮している低所得者等に対する住宅支援を行う事業目的は一定程度達成されていると評価できる。居住の安定の確保という側面では、公共住宅政策全体の中で、他の福祉施策とあわせ、地域で暮らせる環境づくりへの配慮など、さらなる対応を期待する。 ・ 25戸の募集に110名の応募があるなど、まだ供給不足の状況であり、ニーズも多様化することが予想されるため、既存住宅の借り上げも検討してほしい。 ・ 目標の整備戸数については、妥当な数値であるか疑問であり、目標値の検討が必要である。 ・ 市営住宅希望者に対して何%供給できたかを示した方が、新築、既存を含めて、戸数確保の目標が明確になる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者に対するアンケートや希望待機者へのアンケートの実施など数量目標の達成にむけて、遅れを取り戻す努力が必要。 ・ きちんとしたニーズ把握等ができるまで、現状維持が適当である。 ・ 募集に対し応募はあるが、別の視点で考えると、一定の充足状況にあるとも考えられる。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者が建設した住宅の一括借り上げ方式は、市の建設費の軽減、民間ノウハウの活用など最適化が図られているとともに、市と事業主（貸主）双方にメリットがあり適切であると評価する。また、賃料の低廉で適正な価格を継続的に確保するための対応には、十分留意することが必要である。 ・ 事業の実施については、独立採算型もしくは併用型の指定管理者制度の導入や民間事業者との対話を通して検討するサウンディング型¹公募手法などを考えるべきである。 ・ 包括的な業務委託やコンストラクション・マネジメント方式²、民間収益可能性の調査・検討をするべきである。 ・ 社会福祉法人など民間（企業、個人）など多様な事業主体との連携が更に必要である。 ・ 人員については適正規模で実施されている。 ・ 国庫補助の活用も図っており、適正な事業費で実施されている。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ピーク後の削減方法をあらかじめ設定した契約締結の必要性がある。 ・ 土地所有者（市民）への周知PRに更なる工夫を要する。 ・ 適正な規模の人員で実施しているという根拠を示すべきである。 ・ 福祉等の他部門の事業、業務とのワンストップ化による効率化などを考えるべきである。 ・ 高齢化が進み、住宅に困窮する低所得者の増加も懸念される中、多世代が集う地域コミュニティのつながりや支え合う住環境の整備を目指して、地域との連携、福祉サービスの活用など他の施策との連携が必要である。 		

1 指定管理者の公募の前に、大まかな施設の管理運営方針、業務範囲、リスク分担等を「実施方針」として公表し、広く意見・提案を求める、いわゆる「市場調査」のこと。
 2 発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネージャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況等について	1	・25戸の募集に110名の応募があるなど、まだ供給不足の状況であり、ニーズも多様化することが予想されるため、既存住宅の借上げも検討して欲しい。	<p>H24年度は25戸の募集に対して190名の応募があり、応募倍率は7.6倍でした。</p> <p>現状では供給不足と考えられますので、「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」(策定:H25.3・計画期間:H25年度～H32年度)で計画期間である平成32年度までの整備目標戸数を定めております。</p> <p>既存空き家の借上げについても、現在都市部で検討している「(仮称)茅ヶ崎市住宅政策基本構想」と整合性を図りながら、活用できる住宅について検討してまいります。</p>
	2	・目標の整備戸数については、妥当な数値であるか疑問であり、目標値の検討が必要である。	<p>今後の整備目標戸数は、H32年の人口ピーク時の公営住宅の需要から、既存の市営住宅、県営住宅、都市再生機構住宅のうち公営住宅として対応できる家賃価格帯の戸数を引いた、不足戸数を整備していくものです。住宅困窮者は、多様化すると共に増加傾向にあります。</p> <p>一方、本市の人口と世帯数は、将来的には減少していくものと予想されます。これらの状況を踏まえ、今後の市営住宅の整備は、需要に柔軟に対応できる借上型によるものとし、中長期的な視点から考え戸数を算定しております。</p> <p>なお、供給目標戸数の見直しについては、「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」の見直しの時期(予定:平成27年度)に、目標の達成状況や社会情勢の変化等を鑑みて検討してまいります。</p>
	3	・市営住宅希望者に対して何%供給できたかを示した方が、新築、既存を含めて、戸数確保の目標が明確になる。	今後の整備目標戸数の見直しの際に検討してまいります。
	4	・入居者に対するアンケートや希望待機者へのアンケートの実施など数量目標の達成に向けて、遅れを取り戻す努力が必要。	<p>今後の整備目標戸数を定めた「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」を策定する際にパブリックコメントを行い市民意見を聴取しました。</p> <p>また、同時に入居者アンケートも行い市営住宅の住み心地について概ね満足との結果をいただきました。待機希望者のアンケート実施については、今後の整備目標戸数を見直す際に検討してまいります。</p>
	5	・きちんとしたニーズ把握等ができるまで、現状維持が適当である。	<p>H25年3月に策定した「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」において、今後の整備目標戸数は、H32年の人口ピーク時の公営住宅の需要から、既存の市営住宅、県営住宅、都市再生機構住宅のうち公営住宅として対応できる家賃価格帯の戸数を引いた、不足戸数を整備していくことといたしました。</p> <p>住宅困窮者は、多様化すると共に増加傾向にあります。一方、本市の人口と世帯数は、将来的には減少していくものと予想されます。</p> <p>これらの状況を踏まえ、今後の市営住宅の整備戸数は、需要に柔軟に対応できる借上型によるものとし、中長期的な視点から戸数を算定しております。</p>
	6	・募集に対して応募はあるが、別の視点で考えると、一定の充足状況にあるとも考えられる。	同上
実施主体の事業最適化について	7	・賃料の低廉で適正な価格を継続的に確保するための対応には、十分留意することが必要である。	建て主への賃料は、民間住宅の家賃とほぼ同程度になるように公営住宅法で定められた算定方法により算出した金額をベースに20年間の支払額を決定しており、継続的に適正な価格を確保してまいります。
	8～15	続きあり	続きあり

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	8	・事業の実施については、独立採算型もしくは併用型の指定管理制度の導入や民間事業者との対話を通じて検討するサウンディング型公募手法などを考えるべきである。	市営住宅の整備(及び管理)に独立採算型を採用する場合は、収益源である市営住宅の家賃が公営住宅法により算定する低廉な金額となるので、家賃収入以外で採算がとれる民間商業施設等の事業との抱き合わせが必要になると考えております。 借上型市営住宅の整備は、市営住宅の整備基準に則って民間が建設した住宅を借上げ、建設費補助金を支払うものですが、この制度に独立採算型もしくは併用型の指定管理の導入や民間事業者との対話を通じて検討するサウンディング型公募手法などの手法はなじみにくいと考えます。 建替等で直接建設する場合は、民間事業者との対話を通じて検討するサウンディング型公募手法について検討し、独立採算型を目指し、家賃以外で収益を上げることができる民間商業施設等が併設する市営住宅の整備を行うことも選択肢の一つと考えております。 なお、市営住宅の管理については、入居者のサービス向上のため、今後指定管理の導入について検討してまいります。
	9	・包括的な業務委託やコンストラクション・マネジメント方式、民間収益可能性の調査・検討をすべきである。	借上型市営住宅の整備は、民間の建て主が建設した住宅を借上げるものであるため、民間の建て主側が、必要に応じて包括的な業務委託やコンストラクション・マネジメント方式の検討、収益について調査することになると考えられます。 建替等で直接建設する場合は、包括的な業務委託やコンストラクション・マネジメント方式、民間収益可能性の調査・検討をしていく必要があると考えております。
	10	・社会福祉法人など民間(企業、個人)など多様な事業主体との連携が更に必要である。	現在、市営松林住宅(シルバーハウジング)では、LSA(ライフサポートアドバイザー)による生活相談や安否確認を実施しております。 また、今後は、高齢化の進行により、市営住宅の入居者の高齢単身世帯の増加が見込まれることから、現在も実施している民間企業の地域見守り活動のさらなる強化や各種の福祉施策等との連携を図ってまいります。
	11	・ピーク後の削減方法をあらかじめ設定した契約締結の必要性がある。	借上型市営住宅の契約期間は、国の家賃補助の期間に併せて20年に設定しており、契約期間の満了を迎えると、借上型市営住宅を建て主へ返却することにより、管理戸数を削減することができます。 ただし、建て主が承諾すれば契約更新も可能であり、更新の際の市営住宅の需要に応じて対応してまいります。
	12	・土地所有者(市民)への周知PRに更なる工夫を要する。	現在、広報紙とHPで建て主募集を行っておりますが、市内の建設業者が借上型市営住宅の制度を知っており、土地所有者へ紹介するケースが多く見受けられています。 今後、JA等、土地所有者へ周知するための更なる工夫について検討してまいります。
	13	・適正な規模の人員で実施しているという根拠を示すべきである。	所属職員10名のうち、平成24年度においては、4名で市営住宅関連業務を実施しております。そのうち借上型市営住宅の整備については、0.74人の人工で実施しています。 (業務棚卸評価における「事業別従事職員表」より算定)
	14	・福祉等の他部門の事業、業務とのワンストップ化による効率化などを考えるべきである。	生活保護受給者に対しては、住宅扶助費から市営住宅の家賃を控除して受給できる代理納付制度をH24年度から実施しています。入居者の家賃納付の煩わしさを解消できると共に、確実な家賃の納付につなげていきます。
15	・高齢化が進み、住宅に困窮する低所得者の増加も懸念される中、多世代が集う地域コミュニティのつながりや支え合う住環境の整備を目指して、地域との連携、福祉サービスの活用など他の施策との連携が必要である。	市営住宅の中には、団地単位あるいは住棟単位での型別供給が図られていない住宅があるため、新規整備の住宅は、原則1DK:2DK:3DKを1:1:1の割合で整備し、多世代が集う地域社会の形成に向けた型別供給を推進しております。 また、現在都市部で住宅政策の方向性を検討しており、市民が安心して住み続けることができるまちづくりを目指しています。市営住宅もまた、住宅政策の一環としての位置づけの中で、他の施策と連携しながら、市営住宅の適切な供給と既存市営住宅の活用を推進してまいります。	

(借上型市営住宅の整備:建築課)



事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	11	
部課かい名	下水道河川部 下水道河川建設課	
事 業 名	公共下水道整備事業（雨水整備）	
平成24年度決算額	1,026,308千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	<p>事業の目標達成状況等について</p> <p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策上、雨水整備は重要な課題であり、限られた予算、職員体制の中で着実に進捗していることは評価できる。今後も浸水箇所の軽減に向け、整備事業を充実させていくことを期待する。 ・企業会計制度を導入することで、工事の早期発注や工事の遅滞解消に結びついたとのことであるが、その成果は示された指標では読み取れない。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場を含めた雨水管の全体計画が不明なので、年度ごとの整備目標値の位置付けが理解しにくい。 ・目標値の算定根拠と市民の現状のリスクの程度が把握しにくい。中期計画に対する進捗等の表記に工夫が必要である。 	
	<p>実施主体の最適化、適正な人員・事業費について</p> <p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計積算、現場管理、補償交渉の一部は委託されており、民間活力を活用した一定の効率的な事業運営がされていると評価できる。今後、雨水管整備の委託も検討すべきである。 ・専門性の高い業務を担うベテラン職員が減少する中、難易度に配慮し、民間事業者へ委託することで事業を展開している。今後は、その専門技術やノウハウを若手職員が吸収し、効率的・効果的な事業展開を期待する。 ・事業費については積算基準に基づき適切に執行されていると評価する。 ・毎年度多額の繰越が発生しているのは問題であり、年度内に予算を執行するよう改善するべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の役割は発注と工程管理、予算管理であり、民間に作業を委託する上で、行政は管理能力を持つ必要があることから、職員の専門知識・技術を高める取り組みが急がれる。個別業務の過大な委託は管理能力の低下につながるため、長期的な計画と人員体制が必要である。 ・所属職員数に変更がない中、アウトソーシングによるコスト増と委託内容は適当と考えられるのか。 ・企業会計制度は、民間並みの会計結果を示すことで他の民間事業者の参入促進や利用者への料金内訳の説明などを目的としているはずであり、事業の閉鎖性を打ち破る材料に用いられるべきである。 ・下水道の維持管理整備に係る予算80億円を大切に効率よく使用・管理することが必要である。 	

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況等について	1	・企業会計制度を導入することで、工事の早期発注や工事の遅滞解消に結びついたとのことであるが、その成果は示された指標では読み取れない。	従来から工事の遅延リスクを回避するために繰越案件を無くす様々な取り組みを実施してきましたが、公共下水道事業会計導入を契機として、より厳格な進行管理が求められるようになったことから、業務サイクルの改善を図り、結果として早期発注・完了体制が浸透しつつあります。このため、工事の早期発注や遅滞解消が公共下水道事業会計導入による波及効果の一つであると考えていることから、それを成果とすような指標は設定しておりません。
	2	・ポンプ場を含めた雨水管の全体計画が不明なので、年度ごとの整備目標値の位置付けが理解しにくい。	公共下水道の整備については、「下水道整備計画」により、事業の全体計画を示し、実施計画で詳細な計画を示しております。幹線整備については、複数実施していることから、幹線全体の整備目標を示しております。
	3	・目標値の算定根拠と市民の現状のリスクの程度が把握しにくい。中期計画に対する進捗等の表記に工夫が必要である。	事業の目標値については、事業認可に対する整備の進捗状況を示しています。 雨水整備については、1時間当たり50mm降雨対応の整備を実施していますが、未整備地域からの雨水流入や近年の集中豪雨等から、単に整備の有無を基にリスクの程度を示すのは困難であると考えます。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	4	・設計積算、現場管理、補償交渉の一部は委託されており、民間活力を活用した一定の効率的な事業運営がされていると評価できる。今後、雨水管整備の委託も検討すべきである。	公共下水道整備事業(雨水整備)については、下水道法に基づき市の責務として整備を行う必要があります。なお、すでに計画の策定から整備の実施までの各段階において、必要に応じて業務委託の活用により業務の効率化を図っております。
	5	・毎年度多額の繰越が発生しているのは問題であり、年度内に予算を執行するよう改善するべきである。	早期発注等により、年度内完成に向け取り組みを進めております。公共下水道事業会計導入に伴い、早期発注・早期完了体制が確立されつつあり、引き続き繰越ゼロを目指し、適正な予算執行が図れるよう継続して業務改善に取り組んでまいります。
	6	・行政の役割は発注と工程管理、予算管理であり、民間に作業を委託する上で、行政は管理能力を持つ必要があることから、職員の専門知識・技術を高める取り組みが急がれる。個別業務の過大な委託は管理能力の低下につながるため、長期的な計画と人員体制が必要である。	「課題認識と解決への考え方」にも示したとおり、職員の育成過程で得られたノウハウ等を今後、明文化し、設計、積算に係る体系的に整理した手引き・基準書(下水道用設計積算の手引き(管きよ編、ポンプ場・処理場編))を平成26年3月までに、現場監理に係る手引きを平成27年3月までに作成し、組織内の共通の知的財産として利活用を図ります。
	7	・所属職員数に変更がない中、アウトソーシングによるコスト増と委託内容は適当と考えられるのか。	外部発注によるコストについては、その業務を現状の体制で行った場合のコスト評価を行っており、外部委託による効果があると考えております。
	8	・企業会計制度は、民間並みの会計結果を示すことで他の民間事業者の参入促進や利用者への料金内訳の説明などを目的としているはずであり、事業の閉鎖性を打ち破る材料に用いられるべきである。	公共下水道事業会計は、平成24年4月より地方公営企業法の財務規定等を適用した。経理内容の明確化、下水道施設の資産の把握、より効率的な事業運営を行い、今後も企業の健全経営に努めます。また、指摘を再認識し、民間に馴染みのある損益計算書や貸借対照表の作成により、経営内容をわかりやすく公表してまいります。
9	・下水道の維持管理整備に係る予算80億円を大切に効率よく使用・管理することが必要である。	本市の財政状況をしっかり認識し、公共下水道事業会計として、身の丈に合った事業の執行に努めてまいります。	

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	12	
部課かい名	経済部 産業振興課	
事 業 名	中小企業経営安定支援事業	
平成24年度決算額	1,142,456千円 (うち預託金: 1,103,935千円)	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の安定した経営基盤の整備は、市としても優先度の高い事業であり、市制度の利用状況は経済情勢により変化するが、一定の融資利用件数があることは評価できる。 ・中小企業、創業者の経営診断、経営相談の利用件数は、目標値より少なく、制度の周知とともに、キメ細かい実施手法の検討が必要である。 ・工業技術見本市等においても支援した事業者の満足度も確認しており、今後も安定した経営基盤の整備に向けて充実させていくことを期待する。 ・制度融資については、行政と金融機関との協調・連携を密にし、貸出の回転をよくするとともに、多くの事業者が迅速に利用できるようにする事が大切である。 ・制度融資が市の産業や雇用を活性化して、最終的に市の経済面でどの程度の効果をもたらしているかが問題である。コストの面のみ強調するのではなく、いかにベネフィットを生んでいるのかを議論すべきである。 ・各種指標はあくまで行政が主体的にコントロールできるものでもない。行政は、商工会議所や金融機関等との連携により補完的な役割を果たすべきものと考えているが、現状の地道な施策は継続してもらいたい。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の目的は、活力ある（成長性のある）中小企業の増加と雇用・消費・税収の増加にある。行政としては企業進出や企業活動のより有利なインフラの整備と社員住環境の整備が本質的な役割のはずである。 	
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営相談、市制度融資において、ノウハウを持つ機関（商工会議所、金融機関）と連携・協力のもと民間活力を活用し、効果的に事業が実施できている。さらにボランティアの協力により限られた人員で事業を実施していることは評価できる。 ・人工は非常勤嘱託職員の活用等の見直しにより大幅に減っており評価できる。 ・事業費は金融機関への預託がほとんどであり、適切な融資が行われている。しかし、利子補給、信用保証料補助の財源は一般財源であり、補助利率、補助機関の変更については、他市の動向も踏まえ慎重に対応すべきである。 ・福祉と産業振興を合わせたソーシャルビジネスの展開や市民活動を軸に展開されてきた地域通貨との連動、創業者及びベンチャーの育成（財源、店舗借用、創業者、PR等の支援）など、既存の中小企業振興に加えた視点への政策転換を検討すべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度融資利用者に信用保証協会の信用保証を付けてもらうことにより市が資金回収不能となるリスクは回避されていると評価できる。 ・市内の対象となる中小企業の増減、規模別推移を他市と比べた時の課題と中小企業のニーズ把握を常に行い、独自の取組に期待する。 	

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針
事業の目標達成状況等について	1	・中小企業、創業者の経営診断、経営相談の利用件数は、目標値より少なく、制度の周知とともに、キメ細かい実施手法の検討が必要である。	経営診断、経営相談は、実施主体である茅ヶ崎商工会議所と連携を図り周知を強化します。また、実施手法については、事業者に対するヒアリング等を実施しニーズを把握したうえで、商工会議所と協議し検討を進めてまいります。
	2	・工業技術見本市等においても支援した事業者の満足度も確認しており、今後も安定した経営基盤の整備に向けて充実させていくことを期待する。	工業技術見本市等への出展支援は、受発注や共同発注などの引き合いにつながり、事業者の安定した経営基盤の整備に寄与するため、今後も継続して実施してまいります。また、参加した事業者へのアンケートを行う中で、制度の充実を図ります。
	3	・制度融資については、行政と金融機関との協調・連携を密にし、貸出の回転をよくするとともに、多くの事業者が迅速に利用できるようにする事が大切である。	制度融資については、各金融機関において事業者に対する円滑な対応が行われるよう、制度に関する勉強会や説明会を定期的に実施します。また、社会経済情勢を踏まえ、利用者の状況に対応できる融資制度となるよう継続的に検討してまいります。
	4	・制度融資が市の産業や雇用を活性化して、最終的に市の経済面でどの程度の効果をもたらしているかが問題である。コストの面のみ強調するのではなく、いかにベネフィットを生んでいるのかを議論すべきである。	制度融資は、市内中小企業の経営基盤の確立と経営の近代化を促進し、健全な発展を支援しています。中小企業振興施策において大きな役割を果たしているものであり、今後も市内の産業や雇用の活性化に向けて、効果的な事業となるよう関係機関等と協議を進めてまいります。
	5	・各種指標はあくまで行政が主体的にコントロールできるものでもない。行政は、商工会議所や金融機関等との連携により補完的な役割を果たすべきものと考え、現状の地道な施策は継続してもらいたい。	市内中小企業に対する支援は、行政のみでなく商工会議所、関係団体や金融機関等との連携が不可欠であり、その支援策についても、社会経済情勢の変化を捉えながら、継続的に実施します。
	6	・行政の目的は、活力ある(成長性のある)中小企業の増加と雇用・消費・税収の増加にある。行政としては企業進出や企業活動のより有利なインフラの整備と社員住環境の整備が本質的な役割のはずである。	市では、市内及び市外事業者による立地や、市内事業者による設備投資、地域貢献支援を推進するために、茅ヶ崎市企業等立地等促進条例を施行し、事業者を支援しています。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	7	・事業費は金融機関への預託がほとんどであり、適切な融資が行われている。しかし、利子補給、信用保証料補助の財源は一般財源であり、補助利率、補助機関の変更については、他市の動向も踏まえ慎重に対応すべきである。	利子補給や信用保証料補助の補助率等については、社会経済情勢や近隣市町の状況を把握し、市内事業者への影響も考慮しながら慎重に対応します。
	8	・福祉と産業振興を合わせたソーシャルビジネスの展開や市民活動を軸に展開されてきた地域通貨との連動、ベンチャーの育成(財源、店舗借用、PR等の支援)など、既存の中小企業振興に加えた視点への政策転換を検討すべきである。	既存の中小企業振興施策の継続は、市内事業者を支援するために不可欠ですが、新たな視点で中小企業振興を検討することも重要です。今後、事業者のニーズ等を把握しながら検討を進めます。
	9	・市内の対象となる中小企業の増減、規模別推移を他市と比べた時の課題と中小企業のニーズ把握を常に行い、独自の取組に期待する。	市内の中小企業数については、商工会議所や関係機関と連携し最新の事業者数を把握します。また、事業者が抱える課題やニーズを把握し、必要に応じた取組を行ってまいります。

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	13	
部課かい名	経済部 産業振興課	
事 業 名	商店街の魅力とにぎわい創出事業	
平成24年度決算額	17,286千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賑わい創出事業においては、事業手法の工夫により新たな取り組みも生まれており、来店者の憩いの場やまち全体の活性化などに寄与しているものと評価できる。 ・商店街が活性することで市民のさまざまな面で生活意欲を高めるものと大いに評価する。 ・補助金に頼る体質にならないように、事業評価を公正に行って、次年度につながる発展的な取り組みとしてもらいたい。 ・指標目標である「販売促進事業・にぎわい創出事業の補助件数」が年を追って増えており、市民にとって必要かつ求めているものと思われる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「魅力」や「賑わい」の定義、また、それらに関する効果の測定がなければ、評価自体を行う材料が揃っていないと考えられる。 ・目標として補助件数を設定しており、定量的評価が難しい面もあるが、対象事業の具体的な効果測定を行わないと、継続することは困難と考えられる。 ・しっかりと事業を進めているかチェック機能を強化する必要がある。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら投資し、販売を行って収益をあげ、それを再投資する商業・商店街の「基本」に立ちかえるべきであり、公共的な役割を求めるとなれば、それぞれの事業ごとに、その内容や実施手法、効果などについて検討すべきである。 ・空き店舗活用については、地域福祉を担う公的サービス提供事業者の活用など、庁内の横断的な連携の中で今後の事業方針を定めるべきである。 ・外出が出来ない高齢者を対象したコミュニティビジネスの展開など商店街等が地域課題の解決の担い手の一つになっているという事実は、今後の市のあり方を考えるうえで大変意味のあるものであり、さらにいろいろな検討を加えていくべきである。 ・地域で活動する市民活動団体や地域コミュニティと連携して、高齢者のみならず子育て世代や障がいのある人が参加できるにぎわい創出事業の展開を期待する。 ・賑わい創出事業においては、制度の運用変更により人工が増加したが、同業種組合や商業者グループの利用も可能とするなど、その実施価値があると評価する。 ・中小企業庁や県、商工会、各種団体からの補助金の活用も積極的に行うべきである。 ・補助率について、がんばった事業者が、より多く報われるようなインセンティブの仕組みが必要である。 ・補助金を活用した事業の成果目標、波及効果の「見える化」を図ってもらいたい。 ・補助金頼りの事業が多く見受けられ、補助率の低減、補助金廃止後に自立できるのか、経過の段階でプロセスチェックしていく必要がある。 ・販売促進事業は、魅力の創造という点で新しい顧客の獲得が必要と思われるので、補助条件の見直しなどが図られることを期待する。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果が大事であり、各事業の効果測定する指標がないと、実施主体の最適化について評価することは難しい。 ・さらなる周知により広く市民の参加を促すことが重要かと思われる。 ・補助対象を、商店街等の団体とするのか、個店・事業主・者とするのかといった一定の政策的な判断が必要である。 ・審査・支援を行う職員の力量形成、もしくは専門機関等の連携による支援が必要である。 		

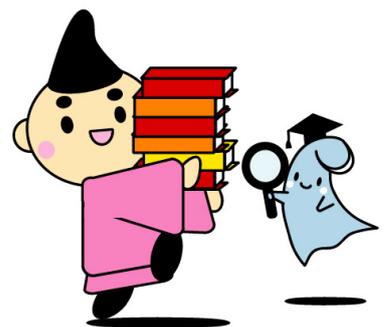
2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況等について	1	・補助金に頼る体質にならないように、事業評価を公正に行って、次年度につながる発展的な取り組みとしてほしい。	にぎわい創出事業は、商店街団体等に対して最大3年間の補助を実施し4年目以降は自主的に事業を行うよう促しております。 また、今後も継続して各事業の終了後にはヒアリング及びアンケート調査を実施し、事業の課題や反省点を協議し、次の取組にいかしてまいります。
	2	・指標目標である「販売促進事業・にぎわい創出事業の補助件数」が年を追って増えており、市民にとって必要かつ求めているものと思われる。	商店街団体等がにぎわいを創出する事業を実施することは、まちの活力の形成につながるため、市民からも期待をされているところです。このような取組に対し、市も継続的に支援してまいります。
	3	・「魅力」や「賑わい」の定義、また、それらに関する効果の測定がなければ、評価自体を行う材料が揃っていないと考えられる。	各事業の「魅力」や「賑わい」などについては、一律的な判断が難しいため、職員がヒアリングを繰り返す中で導き出している状況です。また、効果の測定については、定量的評価が難しい側面もありますが、26年度の実施に向け、評価を行う材料を明確にして対応してまいります。
	4	・目標として補助件数を設定しており、定量的評価が難しい面もあるが、対象事業の具体的な効果測定を行わないと、継続することは困難と考えられる。	対象事業の効果測定については、「魅力」や「賑わい」などの視点を取り入れ評価を行い、次の事業にいかすよう対応しておりますが、今後、26年度の実施に向け評価を行う材料をさらに明確にしてまいります。
	5	・しっかりと事業を進めているかチェック機能を強化する必要がある。	事業の進捗状況のチェックについては、ヒアリングや現地調査を実施し把握しております。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	6	・自ら投資し、商売を行って収益をあげ、それを再投資する商業・商店街の「基本」に立ちかえるべきであり、公共的な役割を求めらるれば、それぞれの事業ごとに、その内容や実施手法、効果などについて検討すべきである。	商業者施策は、社会経済情勢や事業を実施する商業者の抱える課題やニーズを踏まえ、支援内容や実施手法を見直すことが重要であると認識しており、日頃から商業者や金融機関、商工会議所等との連携を図る中で把握に努めております。効果については、26年度の実施に向け、評価を行う材料をさらに明確にして対応していきたいと考えております。
	7	・空き店舗活用については、地域福祉を担う公的サービス提供事業者の活用など、庁内の横断的な連携の中で今後の事業方針を定めるべきである。	本事業における空き店舗活用については、発意した地域商店街団体や商業者等が実施する際の支援ですが、取組にあたっては、必要に応じて庁内における連携を進めてまいります。
	8	・外出が出来ない高齢者を対象としたコミュニティビジネスの展開など商店街等が地域課題の解決の担い手の一つになっているという事実は、今後の市のあり方を考えるうえで大変意味のあるものであり、さらにいろいろな検討を加えていくべきである。	市内商業者や商店街団体の新たなビジネスチャンスとして地域課題解決に向けた取組に着目することは重要だと考えております。 今後、このような取組が促せるよう商工会議所や商店会連合会等とも連携し、推進してまいります。
	9	・地域で活動する市民活動団体や地域コミュニティと連携して、高齢者のみならず子育て世代や障がいのある人が参加できるにぎわい創出事業の展開を期待する。	にぎわい創出事業では、既に地域の自治会等と連携した事業も行われております。事業の内容によっては、多様な主体との連携の可能性も考えられるため、今後そのような相談がある場合は対応してまいります。
	10	・中小企業庁や県、商工会、各種団体からの補助金の活用も積極的に行うべきである。	国や県、各種団体等の補助制度については、商店街団体等に情報提供しており、必要に応じて直接説明に出向いております。これまでの補助制度では、任意の商店街団体では対象にならないケースが多ありましたが、対象となるケースも増えてきており、その活用について働きかけてまいります。
	11～18	続きあり	続きあり

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	11	・補助率について、がんばった事業者が、より多く報われるようなインセンティブの仕組みが必要である。	事業者のやる気や競争力を醸成させる方法の一つとして、インセンティブの仕組みは有用であると考えます。今後、どのような方法で出来るのか研究を進めてまいります。
	12	・補助金を活用した事業の成果目標、波及効果の「見える化」を図ってほしい。	事業を実施することは、商店街団体のより集客力を高め、魅力を発信するとともに、商店街団体等の組織力を高め、個店同士のつながりも強くしています。さらには、商店街団体と自治会など民間組織が交流することにより、地域コミュニティの育成の一助となっています。今後は、26年度に向けて、成果目標や波及効果の「見える化」を念頭に置きながら、実施団体とのヒアリング等を実施してまいります。
	13	・補助金頼りの事業が多く見受けられ、補助率の低減、補助金廃止後に自立できるのか、経過の段階でプロセスチェックしていく必要がある。	申請時のヒアリングにより事業のブラッシュアップを図り4年目以降は自主的に事業を行うよう促しております。また、各事業の終了後にはヒアリング及びアンケート調査を実施し、事業の課題や反省点を協議し、次の取組にいかしてまいります。
	14	・販売促進事業は、魅力の創造という点で新しい顧客の獲得が必要と思われるので、補助条件の見直しなどが図られることを期待する。	事業者施策は、社会経済情勢や事業を実施する事業者の抱える課題やニーズを踏まえ、支援内容や実施手法を見直すことが重要であると認識しております。今後も、事業者や金融機関、商工会議所等との連携を図りながら、制度の見直しを進めてまいります。
	15	・費用対効果が大事であり、各事業の効果を測定する指標がないと、実施主体の最適化について評価することは難しい。	対象事業の効果測定については、「魅力」や「賑わい」などの視点を取り入れ評価を行い、次の事業にいかすよう対応しておりますが、今後、26年度の実施に向け、評価を行う材料をさらに明確にしております。
	16	・さらなる周知により広く市民の参加を促すことが重要かと思われる。	事業の周知はその事業のにぎわい創出を大きく左右するものであり、非常に重要であると考えております。実施主体である商店街団体の周知は当然のことながら、市においても記者発表やホームページ、ツイッターなどを通じて広く周知を図っており、今後も様々な方法で周知を行ってまいります。
	17	・補助対象を、商店街等の団体とするのか、個店・事業主・者とするのかといった一定の政策的な判断が必要である。	これまで実施してきた商店街団体への補助については、その内容の見直しを図りながら支援してまいります。さらには、25年度より周囲に波及効果をもたらすような、個店の魅力を向上させる取り組みに対する支援策について両側面からの検討も進めてまいります。
	18	・審査・支援を行う職員の力量形成、もしくは専門機関等の連携による支援が必要である。	現在のヒアリング形式で行う審査では審査の基準や視点において職員のスキルアップは必要であり、県等の説明会への参加やOJTを通じて知識を高めています。また、県や関係機関への相談や助言を受けられるよう連携を強化してまいります。

(商店街の魅力とにぎわい創出事業：産業振興課)



事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	14	
部課かい名	経済部 雇用労働課	
事 業 名	勤労者福祉事業	
平成24年度決算額	176,844千円	
評価の結果	事業の方向性（評価意見数）	実施手法の改善の有無
	現状維持（2） 縮小（2）	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者の経済的負担の軽減を図る住宅・教育資金利子補給について、一定の利用件数があり、目標達成に向け順調に展開できていると評価できる。 ・生活対策資金融資貸付について、融資対象の拡充に努めるなど効果を高める取り組みは評価できる。 ・勤労者福祉事業については、対象を他の公的・私的な制度が利用できない又は利用しにくい方に絞り、補完実施すべきものであり、制度存続の必要性は感じるが、弱者救済制度としては限定的運用に留めるべきである。 ・住宅資金利子補給制度は、40年近くも前に始まった制度であるが、非正規雇用が30%を越す状況では、対象自体が大きく変化してきており、借り入れできる人々は限られており、こうした特定層に行政から年1500万円の利子補給をする必要性は薄れているものと考えられる。 ・住宅・教育資金利子補給については、制度の見直しを検討すべきである。 ・住宅・教育資金利子補給については、関係機関と連携・協力し、さらなる制度の充実・利用率向上にむけた周知を検討すべきである。 <p>【他の主なコメント】</p>	
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湘南勤労者福祉サービスセンター事業について、勤労者の福利厚生の実現に向け、広域的に関係機関と連携・協力し効果的に実施できていると評価できる。また、他業務の改善と合わせ人工についても見直しを実施したことは評価できる。 ・ノウハウを持つ金融機関、湘南勤労者福祉サービスセンター等、民間活力を活用した効率的な事業が行われていると評価できる。 ・湘南勤労者福祉サービスセンターへの参画による事業効果は評価するが、これまでの預託事業と比べ、一般財源の負担が増すことが懸念される。 ・福祉行政全体との整合性を図りながら、限られた予算の運用において、整理と再構築が必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入事業所における従業員の福利厚生の実現に向け、湘南勤労者福祉サービスセンター事業については、広域的な事業として充実させていくことを期待する。 ・新たな貧困層の発生も社会問題化しているため、公共福祉の役割を再検討するべきである。 	

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針
事業の目標達成状況等について	1	・勤労者福祉事業については、対象を他の公的・私的な制度が利用できない又は利用しにくい方に絞り、補完実施すべきものであり、制度存続の必要性は感じるが、弱者救済制度としては限定的運用に留めるべきである。	勤労者福祉事業は、勤労者の生活の向上に資するための事業であり、弱者救済制度という位置づけではありませんが、非正規労働者の増加など社会情勢や県内の動向を注視し、引き続き事業を進めます。 勤労者福祉事業については、制度開始時から勤労者を主な対象としていましたが、昨年10月から始まりました湘南勤労者福祉サービスセンター事業では、個人商店など小規模事業所の事業主や非正規も含めた従業員を新たな対象者としています。勤労者福祉事業については、引き続き事業全般を検証し、効果的な運用に努めてまいります。
	2	・住宅資金利子補給制度は、40年近く前に始まった制度であるが、非正規雇用が30%を越す状況では、対象自体が大きく変化してきており、借り入れできる人々は限られており、こうした特定層に行政から年1500万円の利子補給をする必要性は薄れているものと考ええる。	住宅資金利子補給制度は昭和53年4月に制度が発足しましたが、それからおよそ30年後の平成18年度に補給上限額の50%削減という大幅な見直しを実施しています。このことにより現在の利子補給額は平成12年度ピーク時の4分の1程度となっていますが、引き続き制度を検証し、効果的な運用に努めてまいります。
	3	・住宅・教育資金利子補給については、制度の見直しを検討すべきである。	住宅資金利子補給制度と合わせ、教育資金利子補給制度についても、引き続き制度全般を検証し、効果的な運用に努めてまいります。
	4	・住宅・教育資金利子補給については、関係機関と連携・協力し、さらなる制度の充実・利用率向上にむけた周知を検討すべきである。	市内金融機関や県教育機関など関係機関と更に連携し協力を得ながら制度の周知強化を図るとともに、市ホームページを活用した簡単事前申し込み方式の普及促進を進めます。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	5	・湘南勤労者福祉サービスセンターへの参画による事業効果は評価するが、これまでの預託事業と比べ、一般財源の負担が増すことが懸念される。	湘南勤労者福祉サービスセンターについては、預託事業と異なり、一般財源での支出を行うものですが、会員の増加や事業の効率化など、実施団体の湘南産業振興財団及び藤沢市、鎌倉市とともに、事業費の適正化について引き続き協議してまいります。
	6	・福祉行政全体との整合性を図りながら、限られた予算の運用において、整理と再構築が必要である。	現在、勤労市民会館において、ふるさとハローワーク(地域職業相談室)を国と共同運営し、就労を支援しています。また、専門のキャリアカウンセラーを配置した就職サポートコーナーを常設するとともに社会保険労務士による労働相談を開設するなど、勤労者の福祉に資する事業を展開しています。今後も勤労者福祉制度全般を幅広く捉えて、適切な運用に努めてまいります。
	7	・加入事業所における従業員の福利厚生の充実に向け、湘南勤労者福祉サービスセンター事業については、広域的な事業として充実させていくことを期待する。	湘南勤労者福祉サービスセンターについては、当面は加入促進を支援するとともに、今年度は藤沢市、鎌倉市と、区域内の中小企業を対象にアンケート調査を実施し、福利厚生に関するニーズ把握及び加入についてのPRを行います。
	8	・新たな貧困層の発生も社会問題化しているため、公共福祉の役割を再検討するべきである。	生活保護受給者や就職困難な若者、障害者の就労などにつまみしては、福祉部門の事業担当課とともに雇用労働部門が側面から支援すべき課題であると考えています。事業を円滑に実施するため、次年度に向けて調整してまいります。

事業の方向性について	<p>外部評価の結果、現状維持及び縮小と評価されました。評価についての意見では、非正規労働者の増加などの社会情勢をとらえ、弱者救済策として限定的に運用するなど見直しの必要性についてご指摘いただきました。しかしながら、勤労者世帯の経済状況は依然として厳しく、生活の安定を目指した本事業のニーズは十分にあると考えているため、事業全般を検証しつつも、事業の方向性については現状維持としています。</p> <p>なお、正規雇用を目指す若者などへの就労支援は、勤労者福祉事業とは区別し「就職活動支援事業」として推進しています。</p>
------------	--

事務事業評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

番 号	15	
部課かい名	企画部 情報推進課	
事 業 名	情報システム最適化の推進	
平成24年度決算額	335,583千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の最適化事業は、計画どおり事業が進捗しており、目標を達成している。また、システム構築についてもサーバー数や電源容量の削減等、設備面での適正化が着実に進んでいるものと判断する。 ・第1次システムにおいて、少人数及びシステムエンジニア経験の少ない職員体制で計画通りに本格稼働させたことは評価できる。 ・第2次、第3次分のプロポーザルにあたり、仕様決定のために外部業者からの情報収集とそれに基づく仕様の見直しを行ったことは、今後の運用面での改善につながるものであり、評価できる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、1次システムのバグ対策や、2次3次の打合せ等、担当課と各部局との打合せ等による現場での構築会議等への配慮が必要である。 ・システムの完成に向けては事業者の協力はもとより関係する職員の知識、技能の向上を進める必要がある。 ・行政から出される情報は常に正確性と安全性が強く求められるのでシステム構築に当たっては安全性が保たれることを第1義にして開発すべきである。 	
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム構築、機器導入、運用までを民間事業者に一括委託したこと、また、プロジェクト管理を専門のコンサルタントに委託し、時代の変化に伴う法改正などへの対応も可能にしたことは、効果的かつ効率的な行政運営の視点から大きく評価できる。 ・第1次分の稼働後に要員数の見直しによる人工削減など、システム開発・稼働の段階に合わせた職員数の見直し、各担当課との連携、各担当課職員への研修参加の促しなどがよく考えられており、実施体制・人員は適正であると判断する。 ・事業費の増加を抑制するための取り組みは行われているものの、結果的には費用が増えている。今後の経費節減を期待する。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理の面で、他自治体との比較等を十分に行っていく必要性を感じる。 ・1次のバグ対策や2次3次の調整に関わる人材の育成を考えると、人工増も視野に入れた検討が必要ではないか。情報システム運用体制の最適化を考えると、利用部署の職員研修と併せて、緊急時に支援するためのエキスパート職員（直営または委託）を情報推進課に常駐させる必要がある。 ・パッケージシステムであっても人事異動等に伴う適切な研修は必要であり、マニュアル整備などのコストも考慮すべきである。 	

2. 評価結果への対応方針

区分	No.	委員からの意見	対応方針等
事業の目標達成状況等について	1	・今後、1次システムのバグ対策や、2次3次の打合せ等、担当課と各部局との打合せ等による現場での構築会議等への配慮が必要である。	関連する部局や事業者が参加する会議等の運営方法を定めたプロジェクト計画に則り、きめ細かな打ち合わせ等を行っております。
	2	・システムの完成に向けては事業者の協力はもとより関係する職員の知識、技能の向上を進める必要がある。	支援事業者の協力を得ながらシステムの構築を進めているとともに、職員の知識、技能の向上を進めるに当たってはプロジェクト管理関連を主眼とした研修に原課を含め受講を促しております。
	3	・行政から出される情報は常に正確性と安全性が強く求められるのでシステム構築に当たっては安全性が保たれることを第1義にして開発すべきである。	カスタマイズを避け、パッケージを利用することによりプログラムの不整合を避けるとともに、法令に抵触しないかを確認しております。 また、データの更新についてはセキュリティに考慮した手法により安全性を確保しております。
実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	4	・事業費の増加を抑制するための取り組みは行われているものの、結果的には費用が増えている。今後の経費節減を期待する。	事業評価シートの記載方法が平成25年度までのため効果が見えにくくなっておりますが、最適化計画において、収支効果の帰点は平成34年度としております。 分離、分割調達による競争性及び透明性の確保やシステムの標準化及び共通化によるコスト削減を主な手法に最適化を進めてまいりました。 今後、システム更新の際にも最適化を進めるとに、利用者ニーズを捉えた行政サービスの向上や業務効率化の面からの視点を踏まえ契約手法を検討してまいります。
	5	・システム管理の面で、他自治体との比較等を十分に行っていく必要性を感じる。	今後も人口規模を考慮に入れたうえで比較を行うとともに、先行自治体への視察を行いシステム管理のあり方について検討してまいります。
	6	・1次のバグ対策や2次3次の調整に関わる人材の育成を考えると、人工増も視野に入れた検討が必要ではないか。情報システム運用体制の最適化を考えると、利用部署の職員研修と併せて、緊急時に支援するためのエキスパート職員(直営または委託)を情報推進課に常駐させる必要がある。	今回のシステム最適化に見られるような大規模なシステム導入は本市にとっても非常に重要かつ貴重な機会であることから、この期間での職員育成の必要性については十分認識しております。今までも関係部署との調整を行ってきたところですが、今後は基幹系のシステムのみならず内部情報系のシステム最適化を進めることから、人工増も視野に入れ、引き続き関係部署と調整を行ってまいります。 第1次分だけではなく、第2次・第3次分の統合運用保守をも含めた常駐型の包括委託としております。今後は業務継続の視点から委託内容が十分であるかについて事業者と協議を進めてまいります。 また、市のエキスパート職員については今後も継続的に募集してまいります。
	7	・パッケージシステムであっても人事異動等に伴う適切な研修は必要であり、マニュアル整備などのコストも考慮すべきである。	人事異動に伴うシステム研修を年1回開催し、マニュアルの整備及び更新することを委託内容に盛り込んでおります。 また、それぞれの内容の充実について事業者と協議してまいります。